

## 新旧対照表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改正後	改正前
目次	目次
(注) 簿書様式は、平成26年12月26日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書等は平成27年4月1日現在の法令に基づくものである。	(注) 簿書様式は、平成26年12月26日現在の法令に基づくものである。
(第1 省略)	(第1 同左)
第2 相続税関係	第2 相続税関係
(1～9 省略)	(1～9 同左)
<u>9-1 同(第4表の付表)</u>	<u>(新規)</u>
(10～18 省略)	(10～18 同左)
<u>18-1 同(控用)</u>	<u>(新規)</u>
<u>18-2 相続税の申告書(第11・11の2表の付表1統)</u>	<u>(新規)</u>
<u>18-3 同(控用)</u>	<u>(新規)</u>
<u>18-4 相続税の申告書(第11・11の2表の付表1別表)</u>	<u>(新規)</u>
19 同(第11・11の2表の付表2)	19 同(第11・11の2表の付表2の1)
<u>(削除)</u>	<u>19-1 同(控用)</u>
<u>(削除)</u>	<u>19-2 同(第11・11の2表の付表2の2)</u>
<u>(削除)</u>	<u>19-3 同(控用)</u>
<u>(削除)</u>	<u>19-4 同(第11・11の2表の付表2の3)</u>
(20～37-2-3 省略)	(20～37-2-3 同左)
37-3 同(第11・11の2表の付表1)	37-3 同(第11・11の2表の付表2の1・2)
(38～52-2 省略)	(38～52-2 同左)
<u>52-3 同(付表4)(通知用)</u>	<u>(新規)</u>
(53～60 省略)	(53～60 同左)
第3 贈与税関係	第3 贈与税関係
(1～26 省略)	(1～26 同左)
27 事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書	<u>(新規)</u>

#### 第4 謙渡所得関係

(1～36 省略)

- 37 国外転出等の時に謙渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）
- 38 国外転出をする場合の謙渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書
- 39 国外転出をする場合の謙渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書
- 40 国外転出をする場合の謙渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書
- 41 同（付表 適用資産等の明細）
- 42 国外転出をする場合の謙渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書
- 43 同（付表1 納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書）
- 44 同（付表2 納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細）
- 45 国外転出をする場合の謙渡所得等の特例等に係る 付表
- 46 国外転出をする場合の謙渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書
- 47 「所得税法第137条の3の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書（猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用）
- 48 有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について謙渡等をした旨の通知書（非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用）

(第5～第7 省略)

#### 第8 納税猶予関係

(1～102-1 省略)

- 102-2 非上場株式等についての 額の再計算免除申請に対する 通知書（通知用）

(103～115 省略)

(第9～第11 省略)

#### 第4 謙渡所得関係

(1～36 同左)

（新規）

(第5～第7 同左)

#### 第8 納税猶予関係

(1～102-1 同左)

（新規）

(103～115 同左)

(第9～第11 同左)

## 2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 相続税の申告書（第1表）	様式1のとおりとする。
2 同（控用）	様式2のとおりとする。
3 相続税の申告書（第1表統）	様式3のとおりとする。
4 同（控用）	様式4のとおりとする。
5 相続税の申告書（第1表の付表1）	様式5のとおりとする。
6 同（第1表の付表2）	様式6のとおりとする。
6-1 同（第1表の付表3）	様式7のとおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式8のとおりとする。
7 同（第2表）	様式9のとおりとする。
8 同（第3表）	様式10のとおりとする。
9 同（第4表）	様式11のとおりとする。
9-1 同（第4表の付表）	様式12のとおりとする。 (新規)
10 同（第5表）	様式13のとおりとする。
11 同（第6表）	様式14のとおりとする。
12 同（第7表）	様式15のとおりとする。
13 同（第8表）	様式16のとおりとする。
13-1 同（第8の2表）	様式17のとおりとする。
13-2 同（第8の2表の付表1）	様式18のとおりとする。
13-3 同（第8の2表の付表2）	様式19のとおりとする。
13-4 同（第8の2表の付表3）	様式20のとおりとする。
13-5 同（第8の3表）	様式21のとおりとする。
13-6 同（第8の3表の付表）	様式22のとおりとする。
13-7 同（第8の4表）	様式23のとおりとする。
13-7-1 同（第8の4表の付表）	様式24のとおりとする。
13-8 同（第8の5表）	様式25のとおりとする。

14 同（第9表）	様式26のとおりとする。
15 同（第10表）	様式27のとおりとする。
16 同（第11表）	様式28のとおりとする。
17 同（第11表の2表）	様式29のとおりとする。
18 同（第11・11の2表の付表1）	様式30のとおりとする。
18-1 同（控用）	様式31のとおりとする。（新規）
18-2 相続税の申告書（第11・11の2表の付表1続）	様式32のとおりとする。（新規）
18-3 同（控用）	様式33のとおりとする。（新規）
18-4 相続税の申告書（第11・11の2表の付表1別表）	様式34のとおりとする。（新規）
19 同（第11・11の2表の付表2）	様式35のとおりとする。（新規）
20 同（第11・11の2表の付表3）	様式36のとおりとする。
20-1 同（第11・11の2表の付表3の2）	様式37のとおりとする。
21 同（第11・11の2表の付表4）	様式38のとおりとする。
23 同（第12表）	様式39のとおりとする。
24 同（第13表）	様式40のとおりとする。
25 同（第14表）	様式41のとおりとする。
26 同（第15表）	様式42のとおりとする。
27 同（控用）	様式43のとおりとする。
28 相続税の申告書（第15表続）	様式44のとおりとする。
29 同（控用）	様式45のとおりとする。
33 相続税の修正申告書（第1表）	様式46のとおりとする。
34 同（第1表続）	様式47のとおりとする。
35 同（第3表・第8表2）	様式48のとおりとする。
36 同（第3表（続）・第8表2（続））	様式49のとおりとする。
37 同（第5表の付表）	様式50のとおりとする。
37-1 同（第8の2表）	様式51のとおりとする。
37-2-1 同（第8の3表）	様式52のとおりとする。
37-2-2 同（第8の4表）	様式53のとおりとする。
37-2-3 同（第8の5表）	様式54のとおりとする。
37-3 同（第11・11の2表の付表1）	様式55のとおりとする。

38 同（第15表）	様式56のとおりとする。
50 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式57のとおりとする。
51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用）	様式58のとおりとする。
52-3 同（付表4）（通知用）	様式59のとおりとする。（新規）

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
18 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用）	様式60のとおりとする。
18-1 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について（通知用）	様式61のとおりとする。
18-2 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	様式62のとおりとする。
18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）	様式63のとおりとする。
27 事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書	様式64のとおりとする。（新規）

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)	様式65のとおりとする。（新規）
38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書	様式66のとおりとする。（新規）
39 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	様式67のとおりとする。（新規）
40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	様式68のとおりとする。（新規）
41 同（付表 適用資産等の明細）	様式69のとおりとする。（新規）
42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	様式70のとおりとする。（新規）
43 同（付表1 納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書）	様式71のとおりとする。（新規）
44 同（付表2 納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細）	様式72のとおりとする。（新規）
45 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る 付表	様式73のとおりとする。（新規）
46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	様式74のとおりとする。（新規）
47 「所得税法第137条の3の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書（猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用）	様式75のとおりとする。（新規）
48 有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書（非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用）	様式76のとおりとする。（新規）

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
94 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書	様式77のとおりとする。
98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）	様式78のとおりとする。
99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）	様式79のとおりとする。
101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書	様式80のとおりとする。
102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書	様式81のとおりとする。
102-2 非上場株式等についての 領額の再計算免除申請に対する 通知書（通知用）	様式82のとおりとする。 (新規)

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
2 同 （第1表 共同提出の代表者以外の者用）	様式83のとおりとする。
7 同 （第3表-付2）	様式84のとおりとする。
14 同 （第10表）	様式85のとおりとする。
27 租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書	様式86のとおりとする。
33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書	様式87のとおりとする。
35 租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書	様式88のとおりとする。

## 相続税の申告書

FD3553

税務署長  
年月日提出

相続開始年月日 年月日

※申告期限延長日 年月日

○アリガナは、必ず記入してください。

税  
務  
署  
受  
付  
印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

被相続人		各人の合計		財産を取得した人	
氏名		(被相続人)		④	
生年月日		年月日(年齢歳)		年月日(年齢歳)	
住所 (電話番号)				丁 ( - - - )	
被相続人との続柄	職業				
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時清算課税に係る贈与	
車両登録番号					
課税価格の計算	取得財産の価額(第1表③)	①		円	
	相続時清算課税用計算の価額(第11の2表1⑦)	②		円	
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③		円	
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④		円	
	純資産価額に加算される贈与控除額(第14表1⑥)	⑤		円	
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		000	△
各人の算出税額の計算	法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額	人	000000	円	③ 左の欄には、第2表の②欄の④の人数及び⑤の金額を記入します。
	相続税の総額	⑦	00	円	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合 (⑨の場合は除く)	⑧	1.00	円	
	算定額の適用 (第2表)	⑨		円	
各人の納付税額の計算	相続税の2割加算が 行われた場合の加算金額(第4表1⑩)	⑩		円	
	贈与税の2割控除分の 贈与税控除額(第4表2⑪)	⑪		円	
	配偶者の税額軽減額(第5表⑫又は⑬)	⑫		円	
	未成年者控除額(第6表1⑭, ⑮又は⑯)	⑭		円	
	障害者控除額(第6表2⑭, ⑮又は⑯)	⑮		円	
	相次相続控除額(第7表⑭又は⑮)	⑯		円	
	外国税額控除額(第8表1⑯)	⑯		円	
	計	⑯		円	
	落成田税額控除額(⑨+⑪-⑫-⑬) (赤字のときは0)	⑯		円	
	相続時清算課税分の贈与税控除額(第11の2表⑯)	⑯	00	円	00
医療法人等分納税額控除額(第8の4表2-B)	⑯		円		
小計(⑨-⑪-⑫) (赤字のときは100円未満切捨て)	⑯		円		
農地等納稅猶予税額(第8表2⑯)	⑯	00	円	00	
株式等納稅猶予税額(第8の3表2⑯)	⑯	00	円	00	
山林納稅猶予税額(第8の3表2⑯)	⑯	00	円	00	
医療法人等分納稅猶予税額(第8の4表2-A)	⑯	00	円	00	
申告中告期改正にて 納稅猶予付すべき税額 (⑨-⑪-⑫-⑬) 違反される税額	⑯	00	円	00	

第1表  
(平成27年分以降用)※ 税務署  
受付印  
年月日  
...  
(著認)  
(者印)

(注) 贈与の金額が赤字となる場合は、該欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、該欄の金額のうちに贈与税の国外税額控除額(第11の2表⑯)があるときの該欄の金額については、「相続税の申告めしかた」を参照してください。

申告区分	□	半分	□	配偶者	□	年齢	□
申告年月日	□	□	□	□	□	グループ番号	□

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号  
□ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有



## 相続税の申告書(続)

F D 3 5 5 4

### 第1表(続) (平成27年分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください

※の項目は記入する必要がありません

○フリガナは、必ず記入してください。		※申告期限延長日	年月日	※申告期限延長日	年月日
		財産を取得した人		財産を取得した人	
フ リ ガ ナ					
氏 名				㊞	
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住 所 (電 話 番 号)		〒 ( - - - )		〒 ( - - - )	
被相続人 との絶縁	離 葉				
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 登 理 番 号					
課 税 価 格 の 計 算	取 得 財 産 の 価額 (第11表③)	①		円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表⑦)	②		円	
	債務及び葬式費用の金額 (第13表 3 ⑦)	③		円	
	純資産価額(①+②-③) (数字のときは0)	④		円	
	純資産価額に加算される 贈与課税分の額と財産価額 (第14表 1 ⑥)	⑤		円	
	課 税 価 格 (④+⑤) (1,000円未満切捨)	⑥		000	
	法定相続人の数	遺贈に係る 基礎控除額			
各 人 の 算 出 税 额 の 計 算	相 続 税 の 価額 (⑦)				
	一般 の 場 合 (⑧の場合除く)	⑧		円	
	遺品 税額 (第4表 1 ⑧)	⑨		円	
	疊掛 税額 (第4表 1 ⑨)	⑩		円	
	相続税額の2割(4割が 行われる場合)の加算金額 (第4表 1 ⑩)	⑪		円	
	相 繼 税 の 2 制 4 制 が 行われる場合の加算金額 (第4表 1 ⑪)	⑫		円	
	各 人 の 納 付 ・ 退 付 税 额 の 計 算	相 繼 税 分 の 価額 (第4表 2 ⑫)	⑬		円
配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑭		円		
未成年者控除額 (第6表 1 ⑩, ⑪又は⑫)	⑮		円		
障害者 控除額 (第6表 2 ⑩, ⑪又は⑫)	⑯		円		
相次ぎ相続控除額 (第7表④又は⑤)	⑰		円		
外 国 税 調 控除額 (第8表 1 ⑯)	⑱		円		
計	⑲		円		
相 繼 税 の 2 制 4 制 が 行われる場合の2割(4割) (数字のときは0)	⑳		円		
相続時精算課税分の 贈与税控除額 (第11の2表⑩)	㉑		00		
医療法人持分税額控除額 (第8の4表 2 B)	㉒		円		
小 計 (㉑-㉒-㉓) (数字のときは100円未満切捨)	㉓		円		
農 地 等 納 稲 税 予 税 额 (第8表 2 ⑰)	㉔		00		
株 式 等 納 稲 税 予 税 额 (第8の2表 2 ⑰)	㉕		00		
山 林 納 稲 税 予 税 额 (第8の3表 2 ⑰)	㉖		00		
医療法人持分納税額予税額 (第8の4表 2 A)	㉗		00		
申 告 税 额 (㉓-㉔-㉕-㉖-㉗)	㉘		00		
還付される税額 (㉘-㉙)	㉙		円		

(達) 債権の金額が赤字となる場合は、債務の左端に△を付してください。なお、この場合で、債務の金額のうちに贈与税の国外規制控除額(第IIの2表④)があるときの債務の金額については、(相続税の申告のしかた)を参照してください。

■ 計 区 分	<input type="text"/>	年分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	名簿 番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
■ 年 月日	<input type="text"/>	グループ 番号	<input type="text"/>	提出 用紙					

## 相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取扱した人	財産を取扱した人
フリガナ			
氏名		㊞	㊞
生年月日		年月日(年齢歳)	年月日(年齢歳)
住所 (電話番号)		〒 ( - - - )	〒 ( - - - )
被相続人 との続柄	職業		
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号			
課税 額 格 の 計 算	取得財産の価額 (第11表③)	①	円
	相続時精算課税適用割合の強制 (第11の2表1⑦)	②	円
	債務及び株式費用の金額 (第13表3⑦)	③	円
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④	円
	純資産価額に出現される 前年課税分の贈与控除額 (第14表1⑥)	⑤	円
	課税価額(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	円
法定相続人の数	遺產に係る 基礎控除額		
相続税の総額		⑦	円
各人の 算出 額 の 計 算	一般の場合 (⑦の場合を除く)	⑧	円
	配偶者控除額 (第1表⑨)	⑨	円
	扶養控除額 (第1表⑩)	⑩	円
	相続税額の2割以内が 行われる場合の扣戻金額 (第4表1⑪)	⑪	円
各人の 控 除 付 税 額 の 計 算	前年課税分の 贈与控除額 (第4表2⑫)	⑫	円
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑬又は⑭)	⑬	円
	未成年者控除額 (第6表1⑮又は⑯)	⑮	円
	障害者控除額 (第6表2⑰又は⑱)	⑰	円
	相次相続控除額 (第7表⑲又は⑳)	⑲	円
	国外税額控除額 (第8表1⑳)	⑳	円
計		⑲	円
各人の 納 付 税 額 の 計 算	前年課税分の 贈与控除額 (第4表2⑫) (赤字のときは0)	⑫	円
	相続時精算課税分の 贈与税額 (第11の2表⑯)	⑯	円
	医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2B)	⑯	円
	小計(⑫-⑯) (赤字のときは100円未満切捨て)	⑯	円
	農地等納稅猶予税額 (第8表2⑰)	⑰	円
	株式等納稅猶予税額 (第8の2表2⑱)	⑱	円
	山林納稅猶予税額 (第8の3表2⑲)	⑲	円
	医療法人持分納稅猶予税額 (第8の4表2A)	⑲	円
	申告書提出までに 納稅額 (⑯-⑰-⑲) 過付される税額	⑯ △	円
	申告書提出までに 納付すべき税額 (⑯-⑰-⑲)	⑯	円

(注) △欄の金額が赤字となる場合は、該欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、該欄の金額のうちに兩引税の国外税額控除額(第11の2表⑯)があるときの該欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表(続)(平成27年分以降用)

第1表の付表1  
(平成26年分以降用)

## 納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

相  
承  
継  
人  
等  
に  
關  
す  
る  
事  
項

		被相続人													
<p>この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。</p> <p>① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合</p> <p>② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の中告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合</p> <p>③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合</p>															
<p>1 死亡した者の住所・氏名等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所</td> <td style="width: 30%;">フリガナ 氏名</td> <td style="width: 20%;">相続開始年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>						住所	フリガナ 氏名	相続開始年月日			平成 年 月 日				
住所	フリガナ 氏名	相続開始年月日													
		平成 年 月 日													
<p>2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の合額)</td> <td style="width: 20%;">円</td> <td style="width: 30%;">還付される税額 (相続税の申告書第1表の合額)</td> <td style="width: 20%;">△ 円</td> <td style="width: 30%;">A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の合額)	円	還付される税額 (相続税の申告書第1表の合額)	△ 円	A					
納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の合額)	円	還付される税額 (相続税の申告書第1表の合額)	△ 円	A											
<p>3 相続人等の代表者の指定</p> <p>相続人等の (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 代表者の氏名 _____</p>															
<p>4 限定期の有無</p> <p>(相続人等が限定期を認めているときは、右の「限定期」の文字を○で囲んでください。) 限定期</p>															
<p>5 相 承 継 人 等 に 關 す る 事 項</p>	(1) 住所	〒	〒	〒	〒										
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ										
	※ 整理欄 〔記入しないでください。〕	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ										
	(3) 職業及び被相続人との 続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄								
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日										
	(5) 電話番号														
	(6) 承継割合 ···· B	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____										
	(7) 相続又は遺贈により取得 した財産の価額	円	円	円	円										
	(8) 各人の(7)の合計	円													
	(9) (7)の(8)に対する割合 〔(7) (8)〕	_____	_____	_____	_____										
<p>6 税 額</p>	納付すべき税額 (各人の100円未満 切捨て)	00円	00円	00円	00円										
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円										

## 書きかた等

### 《使用目的等》

- 1 この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- 2 この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

### 《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。  
 なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
  - (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

### 《第1表の付表1の書きかた》

- 1 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄  
 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 2 「2 死亡した者の納付すべき税額又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄  
 死亡した人の申告書第1表の⑦欄（還付になる場合には⑧欄）の金額を記入してください。
- 3 「5 相続人等に関する事項」  
 共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
  - (1) 「住所」欄  
 相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。
  - (2) 「氏名」欄  
 この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。  
 なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
  - (3) 「承継割合・・・B」欄  
 法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。  
 （注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。  
 なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
	子がいる場合	子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- 4 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄  
 各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。  
 なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄  
 この欄には、「2 死亡した者の納付すべき税額又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。  
 なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

## 還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額◎」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

- ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 貯金・預金					本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納稅準備	口座番号						
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合										
		記号番号 (7 ~ 13桁)			郵便局等の窓口での受取りの場合		郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 貯金・預金					本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納稅準備	口座番号						
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合										
		記号番号 (7 ~ 13桁)			郵便局名等							

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 貯金・預金					本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納稅準備	口座番号						
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合										
		記号番号 (7 ~ 13桁)			郵便局名等							

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 貯金・預金					本店・支店 出張所 本所・支所			
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納稅準備	口座番号						
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合										
		記号番号 (7 ~ 13桁)			郵便局名等							

## 還付される税額の受取場所の書き方

還付申告(※1)の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等(※2)ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

### 《記載例》

#### ○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ	氏名	○ ○		△ △	本店・支店 已開設 本所・支所			
		預金種類 (□で囲む。)	普通 その他 (□で囲む。)	当座 の他 (□で囲む。)	納税率 金庫・組合 貯金・預金	口座番号	× × × × × ×	本店・支店 已開設 本所・支所
		ゆうちょ銀行の預貯金口座への振込みの新分			郵便局等の窓口での受取りの場合は 口座番号(7桁以内)			
		記号番号 (7 ~ 13桁)					郵便局名等	

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

※ インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

#### ○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ	氏名	銀行 金庫・組合 貯金・預金		本店・支店 已開設 本所・支所				
		預金種類 (□で囲む。)	普通 その他 (□で囲む。)	当座 の他 (□で囲む。)	納税率 金庫・組合 貯金・預金	口座番号		
		ゆうちょ銀行の預貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合は 口座番号(5桁)			
		記号番号 (7 ~ 13桁)	1 × × × 0 = × × × × × × 1			郵便局名等	(番号部分(5桁) 番号部分(2 ~ 8桁))	

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

#### ○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ	氏名	銀行 金庫・組合 貯金・預金		本店・支店 已開設 本所・支所				
		預金種類 (□で囲む。)	普通 その他 (□で囲む。)	当座 の他 (□で囲む。)	納税率 金庫・組合 貯金・預金	口座番号		
		ゆうちょ銀行の預貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合は 郵便局名等			
		記号番号 (7 ~ 13桁)				ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局		

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

## 受益者等が存しない信託等に係る相続税額の 計算明細書

被相続人
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

## 1 信託の明細

番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地
1		
2		
3		

## 2 信託に関する権利の明細

(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。  
2 この明細は、第11表に準じて記入してください。  
3 「価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び株式費用の明細書)には記載してください。  
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

### 3 相関係数等の計算

④ 相続税の算出税額（第1表の受託者の又は⑤欄の金額）	⑤ 相続税額の 2 割(1)算額（第1表の受託者の又は⑤欄の金額）	⑥ 外国税額控除額（⑤欄の金額）	⑦ (③+④-⑤) の金額
円	円	円	円

⑩ 総の額に基づく事業税の額	⑪ ⑩の額に基づく地方法人特別税の額	⑫ ⑩の額に基づく地方法人税の額	⑬ ⑩の額に基づく道府県民税の額
円	円	円	円

⑦ 基の金額に基づく市町村民税の額	⑧ 法人税等控除額(⑩+⑪+⑫+ ⑬+⑭+⑮) (裏表参照)	⑨ (⑩+⑪+⑫) の金額	⑩ 単告納税額(中告納期までに納付 すべき税額) (⑪-⑬)
円	円	円	円
(注) 1 ⑩又は⑪の各欄は、⑫又は⑬の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑪又は⑫の各欄は、⑬又は⑭の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑬欄は、⑭欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑭欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑮又は⑯の各欄は、⑯欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 6 ⑯欄の記入に当たっては、裏面の 4 をご確認ください。 7 ⑯欄の金額を第 1 表の受託者の欄に記入します。⑯欄の金額(⑪-⑬)がマイナスとなるときは「( )」と記入します。			

#### 4. 信託財産責任負担債務の額の計算

4. 信託財産真正性と其の債務の額の計算						
番号	① ①欄の金額	② ②欄の金額のうち各信託ごとの金額の合計額	③ (①×②+④) の金額	④ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑤ 信託財産責任負担債務の額 (③-④)	
	円	円	円	円	円	円

(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、

信託法第3条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)。

2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。  
 3 ②欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合

計額を限度として当該負担金額を控除した金額)の合計額を記入します。  
④欄は、各保険者が如何様の申出を行ふか並に該欄について「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外団額額控除額

4. 「番号」欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

5 ②欄の金額(①-②)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「**信託財産責任負担債務の額の計算**」を記載して添付してください。

**人格のない社団又は財団に課される相続税額の  
計算明細書**

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。

なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

**1 遺贈により取得した財産の明細等**

番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価 固定費原税 評価額	倍数	被相続人	
								(法人整理番号)	( )
1									円
2									円
3									円
4									円
5									円
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を〇で囲んでください。						合計額	①		
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入され る財産の価額の合計額						②		円	

**2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算**

③ 法人税法の規定により益金の額 に算入される遺贈により取得した 財産の価額の合計額 (①の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得 割の額	⑤ ④の価額に基づく地方法人特別 税の額	⑥ 亞期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基と なる価額 (③-④)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑧の価額に基づく事業税の所得 割の額	⑩ ⑨の価額に基づく地方法人特別税の 額
円	円	円	円
⑪ ⑩の金額に基づく地方法人税の 額	⑫ ⑪の金額に基づく道府県民税の 法人税割の額	⑬ ⑫の金額に基づく市町村民税の 法人税割の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑩+⑪+⑫+ ⑬) (裏面参照)
円	円	円	円

**3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算**

⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑨ の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額 に算入される遺贈により取得した 財産に対応する差引税額 (⑪×⑦ ÷⑩)	⑰ 法人税等に相当する額(⑪の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうち いずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

**4 申告納税額(納付すべき税額)の計算**

⑲ 相続税の差引税額 (第1表の⑨ の金額)	⑳ 相続税額から控除する法人税等 に相当する額 (⑯の金額)	㉑ 中告納税額(納付すべき税額) (⑯-⑰)	㉒ (注) ⑰の金額を人格のない社団又は財 團の第1表の差額に転記します。
円	円	円	

第2表  
(平成27年分以降用)

## 相続税の総額の計算書

被相続人

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑩欄から⑪欄までは記入する必要がありません。									
① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額			③ 課税遺産総額				
② (第1表) (⑤×⑥)	円 ,000	(②の箇条文) (被相続人の数) 3,000万円 + (600万円 × ②人) =			② 万円	③ (①-②)	円 ,000		
② (第3表) (⑥×⑧)	円 ,000	②の人数及び②の金額を第1表⑥へ転記します。				③ (①-②)	円 ,000		
④ 法定相続人 ((注)1参照)		⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分			第1表の「相続税の総額⑦」の計算				
氏名	被相続人との親密	⑥ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑤×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の基となる税額 (下の「速算表」) で計算します。	⑧ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑤×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑨ 相続税の総額の基となる税額 (下の「速算表」) で計算します。	円	円	円	円
		円 ,000		円 ,000		円 ,000		円 ,000	
		円 ,000		円 ,000		円 ,000		円 ,000	
		円 ,000		円 ,000		円 ,000		円 ,000	
		円 ,000		円 ,000		円 ,000		円 ,000	
		円 ,000		円 ,000		円 ,000		円 ,000	
		円 ,000		円 ,000		円 ,000		円 ,000	
法定相続人の数	⑧ 人 合計 1	⑩ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	00	⑪ 相続税の総額 (⑩の合計額) (100円未満切捨て)	00				

(注)1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑩欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

## 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率－控除額=⑦欄の税額  
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%－500千円=4,000千円です。

## ○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

第3表  
(平成26年分以降用)

**財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書**

		被相続人		
		相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名		
		( 譲 )	( 誰 )	( 誰 )
私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。				

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名			(各人の合計)						
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人(第12表⑤)	円	円	円	円	円	円	
	その他の人(第1表の第1表記)	②							
	債務及び譲り受けた費用の金額(第1表③)	③							
	純資産価額(①-③)又は(②-③)(赤字のときは0)	④							
	純資産価額に加算される贈与課税分の贈与財産価額(第1表記)	⑤							
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	④	,	000	,	000	,	000
	相続税の総額(第2表①)	⑦	00						
	あん分割合(各人の⑧)	⑧	1.00						
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨		円	円	円	円	円	
	農業相続人の納税猶予の基準額(第12表⑩)	⑩		00	00円	—	00円	(この表の⑨の金額)	
	農業投資価格猶予の基準額(第12表⑪)	⑪	⑩						
	各人のあん分割額(各人の⑨×各人の⑪)	⑫							
	各人の算出税額(⑨+⑫)	⑬							

財産を取得した人の氏名									
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人(第12表⑤)	円	円	円	円	円	円	
	その他の人(第1表の第1表記)	②							
	債務及び譲り受けた費用の金額(第1表③)	③							
	純資産価額(①-③)又は(②-③)(赤字のときは0)	④							
	純資産価額に加算される贈与課税分の贈与財産価額(第1表記)	⑤							
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	000	,	000	,	000	,	000
	相続税の総額(第2表①)	⑦							
	あん分割合(各人の⑧)	⑧							
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨		円	円	円	円	円	
	農業相続人の納税猶予の基準額(第12表⑩)	⑩							
	農業投資価格猶予の基準額(第12表⑪)	⑪	⑩						
	各人のあん分割額(各人の⑨×各人の⑪)	⑫							
	各人の算出税額(⑨+⑫)	⑬							

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。

2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑬」欄に転記します。

この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

第4表  
(平成27年4月分以降用)

### 相続税額の加算金額の計算書

#### 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

##### 1 相続税額の加算金額の計算書

この表は、相続、遺贈や相続時清算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合に記入します(相続や遺贈により取得した財産のうちに、相続特別措置法第70条の2の3(直系尊属から新婦・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の申課税)第10項第2号に規定する管理義務がある人は、第4表の付表を作成します。)。

(注)一族等の直系であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

		被相続人			
加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表②又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
贈与税額 被相続人の一親等の直系であつ て贈り受けたが てのものであ る場合の 贈与税額に係る贈与によっ て取扱した財産の額	③	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続 形で、被相続人の一親等の直系であつ て贈り受けたが てのものであ る場合の 贈与税額に係る贈与によっ て取扱した財産の額 (第1表⑨、第1表⑩、第1表 ⑪)	④	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続 形で、被相続人の一親等の直系であつ て贈り受けたが てのものであ る場合の 贈与税額に係る贈与によっ て取扱した財産の額 (第1表⑨、第1表⑩、第1表 ⑪)×(②+③)	⑤	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続 形で、被相続人の一親等の直系であつ て贈り受けたが てのものであ る場合の 贈与税額に係る贈与によっ て取扱した財産の額 (第1表⑨、第1表⑩、第1表 ⑪)×(②+③)×0.2	⑥	円	円	円	円
(注) 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算合算①」欄に記入します。					

##### 2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

この表は、第14表の「1. 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価額に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

		税務署			
控除を受けた人の氏名					
相続開始の年の前年に暦年 課税に係る贈与によって取扱 した財産の価額の合計額(贈 与税の配偶者控除後の金額)	①	円	円	円	円
①のうち被相続人から暦年課税 に係る贈与によって取得した財 産の価額の合計額(贈与税の 計算の基礎となつた金額)	③	円	円	円	円
その年の暦年課税分の贈与 税額	③	00	00	00	00
控除を受ける贈与税額 (③×②+①)	④	円	円	円	円
贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年中に暦年 課税に係る贈与によって取扱 した財産の価額の合計額(贈与税 の配偶者控除後の金額)	⑤	円	円	円	円
⑤のうち被相続人から暦年課税 に係る贈与によって取得した財 産の価額の合計額(贈与税の 計算の基礎となつた金額)	⑦	円	円	円	円
その年の暦年課税分の贈与 税額	⑦	00	00	00	00
控除を受ける贈与税額 (⑦×②+⑤)	⑧	円	円	円	円
贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々々年中に暦年 課税に係る贈与によって取扱 した財産の価額の合計額(贈与税 の配偶者控除後の金額)	⑩	円	円	円	円
⑩のうち相続開始の日から 遡って3年前の日以後に被相 続人から暦年課税に係る贈与 によって取扱した財産の価額 の合計額(贈与税の計算の 基礎となつた金額)	⑫	円	円	円	円
その年の暦年課税分の贈与 税額	⑫	00	00	00	00
控除を受ける贈与税額 (⑫×②+⑩)	⑬	円	円	円	円
贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	税務署	税務署
暦年課税分の贈与税額控除額 (④+⑧+⑬)	⑭	円	円	円	円
(注) 各人の登録の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額」欄に記入します。					

第4表の付表  
(平成27年4月分以降用)

**相続税額の加算金額の計算書付表**  
(措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理残額がある場合)

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。

(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

		被相続人			
<b>加算の対象となる人の氏名</b> (相続や遺贈により恩恵のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる租税特別措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理残額がある方に限ります。)					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表の②又は第1表の③の金額)	①	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②)	③				
債務及び葬式費用の金額 (第1表の④)	④				
③-④(赤字のときは0)	⑤				
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から贈与課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表の⑥)	⑥				
加算の対象とならない相続税額 ①×② (①を超える場合には、 ①+② ①を上限とします。)	⑦	円	円	円	円

(注)各人の⑦欄の金額を第4表「1 相続税額の加算金額の計算書」のその人の⑦欄「第4表の付表⑦の金額」欄に転記します。

第5表  
(平成21年4月分以降用)

## 配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業) (相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分]		⑦※	円
		,000円× <input type="text"/> = <input type="text"/> 円			
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円					
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第1表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	⑤ 純資産価額に加算される贈与課税税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑩ (①-④+⑤) の金額 (⑥の金額より小さいときは⑥の金額) (1,000円未満切捨て)	円
	円	円	円	円	※ 円 ,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ⑦の金額と⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		円
	円 00	円	円 ,000		
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩又は⑪の金額) (第1表の配偶者の⑪の金額) ( - ) 円		⑪	円	
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑫	円	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑪」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分]		⑦※	円
		,000円× <input type="text"/> = <input type="text"/> 円			
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円					
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第3表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	⑤ 純資産価額に加算される贈与課税税分の贈与財産価額 (第3表の配偶者の⑤の金額)	⑩ (⑪-⑫+⑬) の金額 (⑭の金額より小さいときは⑭の金額) (1,000円未満切捨て)	円
	円	円	円	円	※ 円 ,000
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑧ ⑦の金額と⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		円
	円 00	円	円 ,000		
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑪の金額) ( - ) 円		⑪	円	
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑫	円	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑪」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑪、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑫の各欄は、第5表の付表で計算した金額を記入します。

## 未成年者控除額の計算書

被相続人

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうち、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名					計
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳
未成年者控除額	②	10万円×(20歳-__歳)	10万円×(20歳-__歳)	10万円×(20歳-__歳)	10万円×(20歳-__歳)
=	0,000円	=	0,000円	=	0,000円

未成年者の第1表の(④+⑤)-(②+③)又は(④+⑤)-(②+③)の相続税額

③

円 円 円 円 円 円

(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に領取がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。  
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額②」欄に転記します。  
3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円	円	計	円
	④					④	

(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)

④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の(④+⑤)-(②+③)又は(④+⑤)-(②+③)の相続税額	⑤	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥				

(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額②」欄に転記します。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうち、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

	一般障害者	特別障害者	計
障害者の氏名			
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳
障害者控除額	②	10万円×(85歳-__歳)	10万円×(85歳-__歳)
=	0,000円	=	0,000円
障害者の第1表の(④+⑤)-(②+③)又は(④+⑤)-(②+③)の相続税額	③	円	円
	③	円	円

(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。

2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額②」欄に転記します。

3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円	円	計	円
	④					④	

(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額)

④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の(④+⑤)-(②+③)又は(④+⑤)-(②+③)の相続税額	⑤	円	円	円	円
障害者控除額	⑥				

(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額②」欄に転記します。

第7表  
(平成21年4月分以降用)

## 相次相続控除額の計算書

被相続人	
------	--

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

### 1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先	税務署
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年 - ③ の年数
年 月 日	年 月 日	年	年
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤-⑥) の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税による贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額 (第1表の④の合計金額)
円	円	円	円
(⑥の相続税額)	円 × $\frac{\text{⑦の金額}}{\text{⑥の金額}}$	円 $\left[ \frac{\text{この割合}}{\text{10年未満切捨てるときとしは10\%}} \right] \times \frac{\text{④の年数}}{10} =$	相次相続控除額の総額 ⑨ 円

### 2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の⑩の金額)	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の各人の⑩の各人の合計)	⑬ 各人の⑫ の割合	⑭ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑬の割合)
		円			円
	(上記⑩の金額)	円			
		⑩			
		円	円		

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑮ 相次相続控除額の総額	⑯ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の⑮の金額)	⑰ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の各人の⑮の各人の合計)	⑱ 各人の⑰ の割合	⑲ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑱の割合)
		円			円
	(上記⑮の金額)	円			
		⑮			
		円	円		

(注) 1 ⑯欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納稅猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。  
2 各人の⑰又は⑲欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額」欄に転記します。

第8表  
(平成27年分以降用)

### 外 国 税 額 控 除 額 の 計 算 書

被相続人

#### 1 外国税額控除

この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名 及び税の名称(件目)	外国の法令により課せられた税		③ ①の日 現在における邦貨換算率(②×③)	④ 邦貨換算税額(②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額 取扱財産の 割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 ⑦と⑧のうち いずれか少ない方の金額
	国名及 び税の 名 称	① 納 税 額						
					円			円
					円			円
					円			円
					円			円
					円			円
					円			円
					円			円

- (注) 1 ⑥欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した金額を記入します。  
 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。  
 3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑩」欄に転記します。

#### 2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑩の金額)	①	円	円	円
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表の各農業相続人の⑩の金額)	②			
税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑩+②)の金額)	③			
第3表⑩の各農業相続人の算出税額 (第4表の各農業相続人の⑩の金額)	④			
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表の各農業相続人の⑩の金額)	⑤			
(③-(④+⑤))の 額 (赤字のときは0)	⑥			
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00

- (注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、第8の5表の⑪欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑩」欄に転記します。

# 株式等納税猶予税額の計算書

株式等納税猶予税額の計算書		被相続人
この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額(株式等納税猶予税額)を算出する使用します。	経営承継人 (経営承継相続人等・) (経営相続承継受贈者)	
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人が、以下の計算書(第8の2表)において「経営承継人」と表記しています。		
私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式(出資)のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項)の適用を受けます。		
<b>1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算</b>		
① 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額		円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額(第1表のその人の③欄の金額)		
③ この計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の額(この計算書の経営承継人の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額)		
④ 控除未済税額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)		
⑤ 特定価額(③-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)		,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)		,000
⑦ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額(この計算書の経営承継人以外の者の第1表の⑥欄(又は第3表の⑥欄)の金額の合計)		,000
⑧ 基礎控除額(第2表の⑨欄の金額)		,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額(③+⑦-⑧)		,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑥+⑦-⑧)		,000
<b>2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算</b>		
⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算
		⑬法定相続分に応する取得金額 (⑪×⑫)
		⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「達算表」で計算します。)
		円
		円
		円
		,000
		,000
		,000
		,000
		,000
		,000
		,000
		,000
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額(⑬の合計額)
		00
		⑯相続税の総額(⑮の合計額)
		00
(注) 1 ⑬欄の「第1表の①(①+②)」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第3表の⑩欄」の金額となります。また、⑭欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑩欄」の金額となります。 2 ⑪及び⑫欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ選択します。		
<b>2 株式等納税猶予税額の計算</b>		
① 「経営承継人の第1表の(⑩+⑪-⑫)」の金額		円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(①の⑩×1の⑪／1の(⑩+⑪))		
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
a (②+③-一経営承継人の第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)		
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(①の⑩×1の⑪／1の(⑩+⑪))		
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)		
b (④+⑤-一経営承継人の第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)		
⑥ 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の第1表の(⑩(又は⑩)+⑪-⑫))(赤字の場合は0)		
⑦ (①+a - b - ⑥)の金額(赤字の場合は0)		
⑧ (a - b - ⑦)の金額(赤字の場合は0)		
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(注)の算出		
イ (会社名) に係る株式等納税猶予税額(⑧×イの株式等に係る額額／1の①)(100円未満切捨て)		00
ロ (会社名) に係る株式等納税猶予税額(⑧×ロの株式等に係る額額／1の①)(100円未満切捨て)		00
ハ (会社名) に係る株式等納税猶予税額(⑧×ハの株式等に係る額額／1の①)(100円未満切捨て)		00
⑩ 株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)(注)の算出		00
(注) 1 ⑬欄の算出中の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表の⑩」の金額とします。 2 ⑭欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑬欄の記入は行わず、⑭欄の金額を⑬欄に記入します。(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算出中の「株式等に係る額額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいいます。また、会社が4社以上ある場合は、演算用の紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記入し添付してください。 3 ⑬欄の金額を経営承継人の第1表の「算出税額」欄に記載します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の特例についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の特例についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑬欄の金額によらず、第8の5表の⑬欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に記載します。		

※の項目は記入する必要がありませ

## 非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての新税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告に当りて所得税法等の一節を改正する並び(平成21年法律第15号)による改正前の税制特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。

この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

## 1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の日から3ヶ月後における経営承継相続人等の役職名		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	( 裏 )			
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時における資本金の額	円			認定番号
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円			
⑥ 相続開始の時における従業員数	人	⑨ 会社又はその会社の特別關係会社であってその会社との間に支配關係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無

## 2 特例非上場株式等の明細

① 相続開始の時における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額(③×④)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	円 A

## 3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$ ) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

## 4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・・・						円	
・・・							
・・・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合( $\frac{②}{③}$ )						%	

上記の明細の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

印

**非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書**  
(新規設立等の一環を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受益同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所持税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受益同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

**1 特例非上場株式等に係る会社**

① 会社名	② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	③ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・	・	～	・
④ 事業種目	⑤ 相続開始の時における資本金の額	円	⑥ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日		
⑦ 相続開始の時における資本準備金の額	円	⑧ 認定番号	⑨ 相続開始の時における従業員数	人	有	無	
⑩ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名			⑪ 会社又はその会社の特別開拓会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無				

**2 特例非上場株式等の明細**

(1) 相続開始の時における発行済株式等の総数等	株・口・円				
(2) 特例非上場株式等の明細					
区分	受 承 年月日	① 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	② 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	③ ①又は②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照)
イ 特定受益同族会社株式等に係る特例非上場株式等	・		株・口・円 b	株・口・円	円
ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等	・		b		
ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等	・	a 株・口・円	c		
	合 計	d	e		A

**3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算**

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$ ) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ 2の(2)③欄の限度となる数等
		イ 特定受益同族会社株式等及び特定同族株式等に係る特例非上場株式等(bの数等の合計)の限度数
株・口・円	株・口・円	④ (1)-(2)+(d)の数等(赤字の場合は0) 株・口・円
		⑤ (d)の数等 株・口・円

**4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書**

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(%)					%		

上記の明細の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

印

**5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意**

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

同意すべき人の氏名(裏面「5」参照)

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません。

※この項目は記入する必要がありません。	※この項目は記入する必要がありません
---------------------	--------------------

第8の2表の付表3  
(平成27年分以降用)

### 非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。	被相続人
--	------

#### 1 特例相続非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の時における経営相続承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)			
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の確認の状況	確認年月日	平成年月日
④ 相続開始の時における資本金の額	円			確認番号
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円			
⑥ 相続開始の時における従業員数	人	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であって、その会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無

(注) 1 租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑩までの各欄を記入します。  
 2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入することはできません。  
 3 ⑧欄は、中小企業における経営の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。  
 4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有母会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

#### 2 特例相続非上場株式等の明細

受贈年月日	① 相続開始の時における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時において保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)4」参照)	⑤ 価額(③×④(ただし「(注)5」参照))
	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	円 A

(注) 1 ①から⑤欄までの「総数等」及び「数等」には、譲り受けた株式等の数等は含まれません。  
 2 ②欄の数又は③欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。  
 3 ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算」の④欄の数等が限度となります。  
 4 ④欄の金額は、贈与の時における価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を租税特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承認会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。  
 5 特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例相続非上場株式等に係る会社が資産保有母会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、租税特別措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用による贈与の時における特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。  
 6 A欄の金額(⑤欄の金額)を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。  
 なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

#### 3 紳税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$ ) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

(注) ②欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。

※税務署登録欄	法人管轄署番号	—	入力	確認		
---------	---------	---	----	----	--	--

山林納税猶予税額の計算書		被相続人	第8の3表 (平成27年分以降用)
この計算書は、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。			
私は、第8の3表の付表の「2 特例施設対象山林・特例山林の明細」に記載した特例施設対象山林のうち特例山林の全てについて租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例の適用を受けます。			
<b>1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算</b>			
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
① 林業経営相続人の第3表の付表(A+B)欄の金額			
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）			
③ 林業経営相続人が相続又は贈与により取得した財産の価額（林業経営相続人の第1表の(①+②)（又は第3表の①欄）の金額）			
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤ 特定価額（①-④）(1,000円未満切捨て)（赤字の場合は0）			
⑥ 特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）(1,000円未満切捨て)			
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の者の第1表の⑧欄（又は第3表の⑧欄）の金額の合計）			
⑧ 基礎控除額（第2表の⑨欄の金額）			
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）			
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑧）			
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算			
⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算
		⑬法定相続分に応ずる取扱金額 (⑪×⑫)	⑭相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「清算表」で計算します。)
		円 ,000	円 ,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額 (⑭の合計額)	00
(注) 1 ⑬欄の「第1表の(⑪+⑫)」の金額は、林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受けた場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑬欄の「第1表の⑩欄」の金額は、相続又は贈与により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑩欄」の金額となります。 2 ⑪及び⑫欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑮左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。			
<b>2 山林納税猶予税額の計算</b>			
① (林業経営相続人の第1表の(⑯+⑰-⑲))の金額			
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑯×1の⑯／1の(⑯+⑰)）			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（⑯×20%）			
a (⑯+⑰-林業経営相続人の第1表の⑯)の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑯×1の⑯／1の(⑯+⑰)）			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（⑯×20%）			
b (⑯+⑰-林業経営相続人の第1表の⑯)の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 林業経営相続人の第1表の⑯欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑯)（又は⑯+⑰-⑲））（赤字の場合は0）			
⑦ (⑯+a-b-⑯)の金額（赤字の場合は0）			
⑧ 山林納税猶予税額（a-b-⑯）(100円未満切捨て)（赤字の場合は0）			
(注) 1 ⑯欄の算式中の「第1表の⑯」の金額について、相続又は贈与により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑯」の金額とします。 2 ⑯欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林納税猶予税額⑯」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑯欄の金額によらず、第8の5表の⑯欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林納税猶予税額⑯」欄に転記します。			
※税務署整理欄 入力 確認			

## 山林についての納税猶予の特例の適用を受ける 特例山林及び特例施業対象山林の明細書

山林についての納税猶予の特例の適用を受ける 特例山林及び特例施業対象山林の明細書	被相続人
この明細書は、山林についての納税猶予の特例の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林について、その明細等を記入します。	林業経営相続人

## 1 林業経営相続人に関する事項

① 特例施業対象山林を相続又は遺贈により取得した日（相続開始年月日）	平成 年 月 日
② 相続の開始があったことを知った日（通常は①と同じ日になります。）	平成 年 月 日
③ 相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命（1年未満切捨て）を経過する日までの期間	
④ 「③の期間」と「30年」のうちいづれか短い期間	

(注) 平均余命とは、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命をいいます。

## 2 特例施業対象山林・特例山林の明細

この欄は、林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した特例施設対象山林・特例山林の明細を記入します。

(注) 1 「路網整備を行わない山林等」の欄には、路網整備を行わない山林又は市街化区域内の山林に該当する場合は「×」と記入します。

2) ④款の「標準伐期樹齢」とは、森林法第10条の第1項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期樹齢をいいます。したがって、森林法施行規則第39条第1項に規定する水源涵養林や維持増森林の区域内に存する立木については、標準伐期樹齢に10年を加えた樹齢をいい、それ以外の区域に存する立木のうち標準伐期樹齢のおよむね2倍以上に相当する樹齢を超える林業において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下「長伐期施業森林」といいます。）の区域内に存する立木については、その長伐期施業森林につき市町村森林整備計画に定められている樹齢をいいます。

3. 「@横」は、「@<@」の場合には「通」を、それ以外の場合には「否」を口で聞く間でください。  
4. 番号に手入力へおきなさいと書けます。  
5. 実際に@横の印紙は、鈴鹿山川の印紙を参考して描かれてください。

4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例施設対象山林・特例山林の明細を記載して添付してください。

### 3 特例施業対象山林の経営に関する事項

この欄は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来し、かつ、その5か月を経過する日がその経営報告基準日の翌年である場合に記入します。

経常報告基準日の属する年分の「林所得に係る収入金額」

(注) 「経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額」欄は、所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額を記入します。

企业客户经理编号 人 力 需 求 表



第8の4表の付表  
(平成26年10月分以降用)

### 医療法人の持分の明細書・基金提出型医療法人へ基金を提出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

「医療法人の持分の明細」には、医療法人の持分についての新規購入及び免除の特例又は被相続人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、相続又は遺贈により取得した特例の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金提出型医療法人へ基金を提出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金提出型医療法人に移行した場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一割を放棄し、その残余の部分をその基金提出型医療法人の基金として提出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を算出するために使用します。

#### 医療法人の持分の明細

##### 1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得をした医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名 称	医療法人の管理番号													
		医療法人の所管税務署名	税務署												
② 厚生労働大臣の認定年月日		平成 年 月 日													
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期日		平成 年 月 日													
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」に印を記入します。）															
<input type="checkbox"/> 私は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相続税の申告書の提出までの間ににおいて、その持分に基づき出售資産に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしました。また、今後、この相続税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。 <small>（注）上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」又は「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受けることができません。</small>															
<small>（注）上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」又は「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受けることができません。</small>															
⑤ 医療法人の持分の明細															
この欄は、医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医 療 法 人 の 持 分</th> <th colspan="2">(第8の4表の1の①) 円</th> </tr> <tr> <td>相続又は遺贈により取得した持分</td> <td><small>医療法人持分相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した 1の①の医療法人の持分の価額を記入します。</small></td> <td>持 分 の 価 額</td> <td>A</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(注) 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。 この場合は、特例の適用に係る医療法人ごとの持分の合計額を第8の4表の1の①欄に記載します。</td> </tr> </tbody> </table>				医 療 法 人 の 持 分		(第8の4表の1の①) 円		相続又は遺贈により取得した持分	<small>医療法人持分相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した 1の①の医療法人の持分の価額を記入します。</small>	持 分 の 価 額	A	(注) 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。 この場合は、特例の適用に係る医療法人ごとの持分の合計額を第8の4表の1の①欄に記載します。			
医 療 法 人 の 持 分		(第8の4表の1の①) 円													
相続又は遺贈により取得した持分	<small>医療法人持分相続人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した 1の①の医療法人の持分の価額を記入します。</small>	持 分 の 価 額	A												
(注) 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。 この場合は、特例の適用に係る医療法人ごとの持分の合計額を第8の4表の1の①欄に記載します。															

\* 以下の計算明細は、基金提出型医療法人に基金を提出した場合（第8の4表の2の⑩の□に該当する場合）に使用します。

### 基金提出型医療法人へ基金を提出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

##### 1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、基金提出型医療法人への移行を行った「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	平成 年 月 日
② 医療法人の基金提出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 年 月 日

##### 2 基金提出型医療法人へ移行をする医療法人の持分の明細

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相続人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金提出型医療法人への基金の提出の直前において有していたその医療法人の持分の価額を記入します。

医 療 法 人 の 持 分			
① 相続又は遺贈の直前の持分	<small>医療法人持分相続人等が、被相続人に係る相続又は遺贈の直前ににおいて有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。</small>	持 分 の 価 額	B
② 基金提出の直前の持分	<small>医療法人持分相続人等が、基金提出型医療法人への基金として提出をした年月日及びその提出の直前ににおいて有していた「医療法人の持分の明細」の1の①の医療法人の持分の価額を記入します。</small>	提出年月日	平成 年 月 日
		持 分 の 価 額	C

##### 3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）の計算

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分税額控除額等を基に、その医療法人持分税額控除額等のうちその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。

① 医療法人持分税額控除額等（第8の4表の2の⑨（又は空のイ、ロ又はハ）の金額を記入します。）	円 D 00
② 基金として提出をした額	E
③ 2の② 基金提出の直前の持分欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（C-E）	
④ 2の② 基金提出の直前の持分欄の持分の価額のうち放棄をした部分に相当する金額（C×A/（A+B））	
⑤ 医療法人持分税額控除額	<small>(D×(③/④))の金額 (注) ③/④の割合が1を超える場合(③&gt;④の場合)には、Dの金額</small>

(注) 1 3のD欄の「第8の4表の2の⑨」の金額は、特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4表の2の⑨のイ、ロ又はハ」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑨欄のロの(イ)のB欄に記載します。  
2 医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、3の④欄中「第8の4表の2の⑨」の金額とあるのは、「第8の5表の3の登」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の3の登欄のロの(イ)のB欄に記載します。

※税務署整理欄	法人管轄署番号	-	入力		確認		
---------	---------	---	----	--	----	--	--

第8の4表の付表(平成27.7)

(表4-28-9-10-A4統一)

※の項目は記入する必要がありません。

## 納 税 猶 予 税 額 等 の 調 整 計 算 書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

- ・農地等についての納税猶予の特例（税税特別措置法第70条の6第1項）
- ・株式等についての納税猶予の特例（税税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- ・山林についての納税猶予の特例（税税特別措置法第70条の6の4第1項）
- ・医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（税税特別措置法第70条の7の8第1項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（税税特別措置法第70条の7の9第1項）

被相続人	
相続人等	

第8の5表

(平成26年10月分以降用)

### 1 調整前猶予税額等の明細

この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額又は医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）についてその明細を記入します。

① 調整前農地等猶予税額（相続人等の第8表の2の⑦の金額）	円 00
② 調整前株式等猶予税額（相続人等の第8表の2の⑧の金額）	円 00
③ 調整前山林猶予税額（相続人等の第8表の3表の2の④の金額）	円 00
④ 調整前持分猶予税額等（相続人等の第8表の4表の2の⑩の金額）	円 00
⑤ 調整前猶予税額等（①+②+③+④）	円 00
⑥ 税額可能税額等（相続人等の第1表の（⑩-⑤）の金額）（100円未満切捨て）	円 00

（注）⑤欄の金額が⑥欄の金額を超える場合（「⑤>⑥」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。  
なお、⑤欄の金額が⑥欄の金額以下の場合（「⑤≤⑥」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

### 2 各納税猶予税額等の調整

この欄は、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額を超える場合（「⑤>⑥」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。  
なお、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額以下の場合（「⑤≤⑥」の場合）は記入を要しません。

⑦ 調整後の農地等納税猶予税額（⑥×⑤/⑥）（100円未満切捨て）	円 00
⑧ 調整後の株式等納税猶予税額（⑥×②/⑥）（100円未満切捨て）	円 00
⑨ 調整後の山林納税猶予税額（⑥×③/⑥）（100円未満切捨て）	円 00
⑩ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑥×④/⑥）（100円未満切捨て）	円 00

### 3 前税猶予税額等

この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

⑪ 農地等納税猶予税額（⑦の金額（2において調整の計算をした場合には⑦の金額）を転記します。）	円 00
⑫ 株式等納税猶予税額（⑧の金額（2において調整の計算をした場合には⑧の金額）を転記します。）	円 00
⑬ 山林納税猶予税額（⑨の金額（2において調整の計算をした場合には⑨の金額）を転記します。）	円 00
⑭ 医療法人持分納税猶予税額等（⑩の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	円 00
⑮ イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑩の金額を転記します。) 00
⑯ ロ 「医療法人の持分についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 (⑩の金額を転記します。) 00
	医療法人持分税額控除額 (⑩の金額を転記します。) 00

（注）1 ⑪、⑫、⑬及び⑭欄の各欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。  
2 ⑪、⑫、⑬又は⑭欄の金額は、相続人等の第1表の「農地等納税猶予税額等」、「株式等納税猶予税額等」又は「医療法人持分納税猶予税額等」若しくは「医療法人持分税額控除額等」欄にそれぞれ転記します。  
3 残額は、⑮欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の箇欄（（イ又はロ）に応じ、（ロ）のときは放棄の金額を、（イ）のときは医療法人の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。

第9表  
(平成21年4月分以降用)

## 生命保険金などの明細書

被相続人

### 1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・・	円	
		・・		
		・・		
		・・		
		・・		

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の②の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

### 2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の〕 〔法定相続人の数〕 (500万円×□人)により計算した金額を右の⑥に記入します。)			⑥ 円 ,000,000
保険金などを受け取った相続人の氏名	① 受け取った保険金などの金額	② 非課税金額 (④×各人の①) (④× $\frac{\text{各人の①}}{\text{④}}$ )	③ 課税金額 (①-②)	
	円	円	円	
合計	⑤			

(注) 1 ③の金額が⑥の金額より少ないとときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表  
(平成21年4月分以降用)

### 退職手当金などの明細書

被相続人

<b>1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など</b> この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、労働金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。					
勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
				円	
(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の②の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。 2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。					
<b>2 課税される金額の計算</b> この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。					
退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の⑥の〕 〔法定相続人の数〕 (500万円×□人)により計算した金額を右の④に記入します。				④ 円 ,000,000
退職手当金などを受け取った相続人の氏名	① 受け取った退職手当金などの金額	② 非課税金額 (④×各人の①) ③ 課税金額 (①-②)	円	円	円
合計	⑤				
(注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないとときは、各相続人の①欄の金額がそのまま③欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。					



第11の2表  
(平成24年4月分以降用)

**相続時精算課税適用財産の明細書**  
**相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書**

被相続人	
------	--

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

**1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細**

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ 他の年分に被相続人からお蔵置課税対象に係る贈与を受けた財産の合計額（贈与税の課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外因税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名		(各人の合計)			
			円	円	円	円
			⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円
			⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）	円	円	円
		⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外因税額控除額の合計額（⑥の合計額）				

- (注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税認証出書を提出した税務署の名称」を記入してください。  
 2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。  
 3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑧欄にそれぞれ転記します。  
 4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

**2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細**

(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細						
				種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
									円

- (注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。  
 2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の総額の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である運送特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。



## 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

		被相続人			
第 11 ・ 11 の 2 表 の 付 表 1 (平 成 27 年 分 以 降 用)	<p>この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。          なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税による贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を作成します（第11・11の2表の付表2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。</p> <p>1 特例の適用にあたっての同意          この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。          私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑥欄）で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。</p>				
	氏名				
	(注) 1 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。 2 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11-11の2表の付表1(続)を使用します。				
	2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等についての特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 賃付事業用宅地等				
	選 択 し た  小 規 模 宅 地 等	小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積	
		1～4の番号を記入します。	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額	
			③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）	
			④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④-⑦）	
			① [ ]	⑤ [ ] m <sup>2</sup>	
			② [ ]	⑥ [ ] 円	
		③ [ ] m <sup>2</sup>	⑦ [ ] 円		
		④ [ ] 円	⑧ [ ] 円		
		① [ ]	⑤ [ ] m <sup>2</sup>		
		② [ ]	⑥ [ ] 円		
	③ [ ] m <sup>2</sup>	⑦ [ ] 円			
	④ [ ] 円	⑧ [ ] 円			
	① [ ]	⑤ [ ] m <sup>2</sup>			
	② [ ]	⑥ [ ] 円			
	③ [ ] m <sup>2</sup>	⑦ [ ] 円			
	④ [ ] 円	⑧ [ ] 円			
(注) 1 ①欄の「[ ]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（②、③又は④）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が賃貸建付けである場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でないときに、第11-11の2表の付表1(別表)を作成します。 3 ⑩欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。 4 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11-11の2表の付表1(続)を使用します。					
<input type="checkbox"/> 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑩欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。					
小規模宅地等の区分		被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等		
度 面 積 口 印	小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 賃付事業用宅地等
	⑨ 減額割合	80 — 100	80 — 100	80 — 100	50 — 100
	⑩ 小規模宅地等の面積の合計	[ ] m <sup>2</sup>	[ ] m <sup>2</sup>	[ ] m <sup>2</sup>	[ ] m <sup>2</sup>
	⑪ の⑩の面積のうちに④賃付事業用宅地等がない場合	[ ] m <sup>2</sup> ≤ 330m <sup>2</sup>	[ ] m <sup>2</sup> ≤ 400m <sup>2</sup>		
	⑫ 小規模宅地等のうちには④賃付事業用宅地等がある場合	[ ] m <sup>2</sup> × 330 + [ ] m <sup>2</sup> × 400 + [ ] m <sup>2</sup> ≤ 200m <sup>2</sup>			
	(注) 度面積は、小規模宅地等の種類（④賃付事業用宅地等）の選択の有無）に応じて、⑩欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。				



## 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

		被相続人						
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たち)は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。								
氏名								
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。								
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等についての特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1~4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等								
選択した小規模宅地等 <small>1~4の番号を記入します。</small>	小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積					
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑤)の価額					
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×③)					
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④-⑦)					
	<input type="checkbox"/>	①	[ ]	⑤	⑥	⑦	⑧	m <sup>2</sup>
		②		⑥				円
		③	m <sup>2</sup>	⑦				円
		④	円	⑧				円
	<input type="checkbox"/>	①	[ ]	⑤	⑥	⑦	⑧	m <sup>2</sup>
		②		⑥				円
		③	m <sup>2</sup>	⑦				円
		④	円	⑧				円
	<input type="checkbox"/>	①	[ ]	⑤	⑥	⑦	⑧	m <sup>2</sup>
		②		⑥				円
		③	m <sup>2</sup>	⑦				円
		④	円	⑧				円
<input type="checkbox"/>	①	[ ]	⑤	⑥	⑦	⑧	m <sup>2</sup>	
	②		⑥				円	
	③	m <sup>2</sup>	⑦				円	
	④	円	⑧				円	
<input type="checkbox"/>	①	[ ]	⑤	⑥	⑦	⑧	m <sup>2</sup>	
	②		⑥				円	
	③	m <sup>2</sup>	⑦				円	
	④	円	⑧				円	
(注) 1 ①欄の「[ ]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等②、③又は④である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11-11の2表の付表1(別表)を作成します。 3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。								

第11の2表の付表1(別表) (平成27年分以降用)

第11・11の2表の付表1(別表)  
(平成27年分以降用)

### 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表)

被相続人

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等(注)が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。

- 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
- 一の宅地等の全部又は一部が、貸家賃付地である場合において、貸家賃付地の評価額の計算上「賃貸料合」が「1」でない場合  
(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有有効物の場合は、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

#### 1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前ににおける宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。

(1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。

(2) 上記2に該当する場合には、◎欄については、◎欄の面積を基に自用面として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積	m <sup>2</sup>	
相続開始の直前ににおける宅地等の利用区分		面積(m <sup>2</sup> )	評価額(円)
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	③	
B ①のうち特定同族会社の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等	④	⑤	
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時において継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	⑥	⑦	
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑧	⑨	
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑩	⑪	
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑫	⑬	

#### 2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

(1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。

(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。

(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上記に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」は、「申告書第11-11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「②取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。

(4) 「特例の対象とならない宅地等(1-2)」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第1表に転記します。

宅地等の取得者氏名	持分割合	/	
1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等(1-2)	
面積(m <sup>2</sup> )	評価額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	評価額(円)
A ②×③	③×④		
B ③×④	④×⑤		
C ④×⑤	⑤×⑥		
D ⑤×⑥	⑥×⑦		
E ⑥×⑦	⑦×⑧		
F ⑦×⑧	⑧×⑨		
宅地等の取得者氏名	持分割合	/	
1 持分に応じた宅地等	2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等	3 特例の対象とならない宅地等(1-2)	
面積(m <sup>2</sup> )	評価額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	評価額(円)
A ③×③	③×③		
B ③×③	③×③		
C ③×③	③×③		
D ③×③	③×③		
E ③×③	③×③		
F ③×③	③×③		

第11・11の2表の付表2(平成27年分以降用)

### 小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となりうる財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

#### 1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4 第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5 第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5 第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取扱者が租税特別措置法第69条の4 第1項、同法第69条の5 第1項又は旧租税特別措置法第69条の5 第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

#### 2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の番号を○で囲んでください。

##### (1) 小規模宅地等の明細

第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」とおり。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

第11・11の2表の付表3とのおり。

(3) 特定(受贈)森林經營計画対象山林である選択特定計画山林の明細

第11・11の2表の付表4の「1 特定森林經營計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林經營計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とおり。

#### 3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

##### (1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)
	200m <sup>2</sup> 又は400m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(注)「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200m<sup>2</sup>により、同時例の適用がある場合には400m<sup>2</sup>に上り③欄「特例適用残面積」を計算します。

##### (2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することができる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の $\frac{1}{10}$ に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 (④× $\frac{①}{④}$ )	⑥ ⑤のうち特例の適用を受けれる価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑥欄の金額))	⑦ 特例適用残価額 (⑥-⑤)
円	円	円	円

(注) 1 ⑦欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。  
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑦欄には⑥欄の金額を記載します。  
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の⑦欄の金額については、税務署にお尋ねください。

##### (3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林經營計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することができる特定(受贈)森林經營計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林經營計画対象山林の調整限度額 (⑧× $\frac{①}{⑧}$ ) 又は (⑧× $\frac{⑦}{⑧}$ )	⑩ ⑨のうち特例の適用を受けれる価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林經營計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	⑪
円	円	円	円

(注) 1 ⑪欄が0となる場合又は⑪欄が0となる場合には、特定(受贈)森林經營計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。  
2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、⑪欄に特例適用残価額が生じたときの⑪欄は、「(⑧× $\frac{①}{⑧}$ )」により計算します。  
3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、⑪欄に特例適用残価額が生じたときの⑪欄は、「(⑧× $\frac{⑦}{⑧}$ )」により計算します。

#### 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

(注) 1 ①欄は、譲り受けの金額を記入します。ただし、選択した特定受譲同社株式等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する成令(平成21年政令第108号)による改正版の租税特別措置法施行令第40条の3の3第16項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の①欄又は③欄の金額を記入します。  
2 ②欄の金額と③欄の金額に係る第11-1の2表の付表3の2の④欄の金額の合計額を第11の2表の「2 和続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の④の「価額」欄に記入します。  
3 上記に記入されないとときは、演算の用紙に特定受譲同社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。  
4 小規模宅地等の特例を選適用した場合には、第11-1の2表の付表3の「1 特定計画森林・林業等による特定計画事業等の計算」の④欄の金額を上記「①」の金額を追加して、特定受譲同社株式等を特定事業用資産の特例の対象として頭取ることができます。

第11-11の3表の付表3(平27.7) (表4-29-12-5-1-A.4統一)

第11・11の2表の付表3の2  
(平成21年4月分以降用)

**特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細**

		被相続人			
		特定事業用資産相続人等			
ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等(以下「分割等対象株式等」といいます。)に係る法人の名称、会社分割等の事由等	法人名		法人の整理番号		
〔会社分割等〕には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当(法人税法第2条第12号の9に規定する分離型分割を除きます。)又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。	会社分割等の日	・	会社分割等の事由		署
イ 対応株式に係る法人の名前等	法人名		法人の整理番号		
〔会社分割等により旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する対応株式(以下「対応株式」といいます。)を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。〕	会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に對応する株式又は出資(以下「非対応株式」といいます。)を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。	法人名	所轄税務署名		署
ウ 非対応株式に係る法人の名称等	法人名		法人の整理番号		
〔会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に對応する株式又は出資(以下「非対応株式」といいます。)を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。〕	会社分割等によりウに掲げる法人の名前等	法人名	所轄税務署名		署
<b>1 会社分割等前株式等総額の計算</b>					
① アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額	② 会社分割等時前に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	③ 会社分割等前株式等総額 (①×②)			
円		株・口		円	
<b>2 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算</b>					
④ 会社分割等時後ににおけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時後ににおけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	⑦ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額 ( $\frac{④}{⑤}$ ×⑥)		
円		株・口		円	
<b>3 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算</b>					
⑧ 会社分割等時後ににおけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時後ににおけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は額	⑪ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額 ( $\frac{⑧}{⑨}$ ×⑩)		
円		株・口		円	
<b>4 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算</b>					
⑫ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額	⑬ 会社分割等時後におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時後におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は額	⑯ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮)	
円	円	株・口	株・口	円	
<b>5 アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの時価</b>					
(③)× $\frac{⑦}{④+⑤+⑥+⑩}$ +⑪	⑫			円	
<b>6 イの法人の対応株式の1単位当たりの時価</b>					
(③)× $\frac{⑪}{⑧+⑨+⑩}$ +⑫	⑬			円	
<b>7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額</b>					
(③)× $\frac{⑫}{④+⑬+⑭}$	⑭			円	
(注) 1 この表における「特定事業用資産相続人等」とは、所得抵消等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第66条の5第2項第11号に規定する特定事業用資産相続人をいいます。 2 ⑪欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1単位当たりの価額を記入します。 なお、既にこの表により計算した盈虧又は⑪欄の金額がある場合は、その金額を記入します。 3 ⑫欄、⑬欄、⑭欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。 4 ⑫欄、⑬欄、⑭欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 5 ⑫欄、⑬欄、⑭欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。 6 ⑫欄、⑬欄、⑭欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。 7 ⑫欄、⑬欄の金額を第11・11の2表の付表3の⑪欄に転記します。 8 特定受贈同族会社株式等について⑪欄の金額がある場合には、⑪欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の⑪欄の合計額を第11の2表の「2 和統時物算課税適用財産(1の⑪)の明細」の「仙額」欄に記入します。 9 「旧租税特別措置法施行令」は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)による改正前の租税特別措置法施行令をいいます。					

第11・11の2表の付表4  
(平成27年分以降用)

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林  
である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

被相続人

**1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細**

この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林経営計画対象山林	特例の適用を受けた取扱者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$ )	④課税価格に算入する価額 (①-③)
	( )				ha	円	円	円	円
	( )								
	( )								
	( )								
	合計	/	/	立木					
				土地等					
				合計	/	A			

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。

2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。

4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

**2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細**

この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林経営計画対象山林	贈与年月日	特例の適用を受けた取扱者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額 (②× $\frac{5}{100}$ )	④課税価格に算入する価額 (①-③)
	届け出た税務署名	( )				ha	円	円	円	円
	合計	/	/	立木						
				土地等						
				合計	/	B				

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。

2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。

3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。

4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

**3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額**

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A+B	円
-----	---

(注) 小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑩欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定(受贈)森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

第12表（平成21年12月15日相続開始以降用）

### 第13表（平成21年4月分以降用）

## 債務及び葬式費用の明細書

				被相続人			
1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)							
債務の明細					負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
				・・	円		円
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			
合計							

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細			負担することが確定した葬式費用		
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地		円		円
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
		・・			
合計					

### 3 債務及び葬式費用の合計額

債務及び葬式費用の合計額							
債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)					
債務	負担することが確定した債務 ①		円		円		円
	負担することが確定していない債務 ②						
	計 (①+②) ③						
葬式費用	負担することが確定した葬式費用 ④						
	負担することが確定していない葬式費用 ⑤						
	計 (④+⑤) ⑥						
合計 (③+⑥) ⑦							

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。  
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑬、⑭及び⑮欄にそれぞれ転記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額  
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・  
特定の公益法人などに寄附した相続財産・  
特定公益信託のために支出した相続財産

## の明細書

被相続人

## 1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時特例課税に係る贈与によって財産を取得した人(住)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

(注) 被相続人から相続特別措置法第70条の3(直系尊属から絶婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第1項第2号に規定する管理費額以外の財産を取得しなかった人は除きます(相続時特例課税に係る贈与によって財産を取得している人を除く。)。

番号	贈与を受けた人との氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細					② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続開始前に加算される価額(①+②)	
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額			
1	・・・							円	円	円
2	・・・							円	円	円
3	・・・							円	円	円
4	・・・							円	円	円
贈与を受けた人ごとの③欄の合計			(各人の合計)							
			④金額		円	円	円	円	円	円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

## (受贈配偶者)

私[ ]は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記[ ]の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6 第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の空欄にそれぞれ転記します。

## 2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない団体又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかかるものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名前
種類	相続日	所在場所等	数量	価額	円
合計					

## 3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する法律(平成20年政令第161号)附則第5条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる田園緑地特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(2) 租税特別措置法施行令第40条の3第3項の要件に該当する特定公益信託の供託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(3) 特定許割利活用促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成29年6月22日法律第70号)附則第10条第4項に規定するID認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に賛同する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

寄附(支出し)年月日	種類	細目	寄附(支出し)した財産の明細			公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名前)	寄附(支出し)した相続人等の氏名
			所在場所等	数量	価額		
・・・						円	
・・・						円	
合計							

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

## 相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの範囲に基づいて記入します。）

F D 3 5 3 5

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

第15表  
(平成26年分以降用)

(単位は円)			被相続人										
			(氏名)										
動産	細 目	番 号	各人の合計										
車 載 理 番 号			被相続人	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
土地	田	①	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
(土地の上に存する権利を含みます)	畠	②	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
宅 地	地	③	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
山 林	林	④	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
そ の 他 の 土 地		⑤	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
計		⑥	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
(6)のうち特例農地等	通常価額	⑦	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
農業投資価格に上る価額		⑧	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
家 屋 、 構 築 物		⑨	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
機 械 、 藝 具 、 農耕具、その他の漁具等		⑩	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
事 務 (農業) 用財産	農品、製品、半製品、夏材料、農畜物等	⑪	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
光 備 掛 金		⑫	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
そ の 他 の 財 産		⑬	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
計		⑭	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
有 価 証 券	特定同族会社の株式及び出資	配当選元方式によったもの	⑮	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	その他の株式及び出資	その他の方式によったもの	⑯	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	※及び⑯以外の株式及び出資		⑰	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
公 債 及 び 社 債		⑱	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
証券投資信託、貸付信託の受益証券		⑲	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
計		⑳	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
預 金 、 預 貯 金 等		㉑	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
家 庭 用 財 産		㉒	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	㉓	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	退職手当金等	㉔	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	立木	㉕	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	そ の 他	㉖	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
計		㉗	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
合 計	(⑩+⑪+⑫+⑬+⑰+⑲+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
相続時精算課税適用財産の価額		㉙	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
不動産等の価額	(⑩+⑪+⑫+⑬+⑰+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗)	㉚	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉛	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
⑲のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉜	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
⑰のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉝	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
債 務		㉞	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
務 費 式 費 用		㉟	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
等 合 計 (㉘ + ㉙)		㉟	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
差引純資産価額(㉘+㉙-㉟)	(赤字のときは0)	㉟	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
純資産価額に加重される累年課税分の贈与財産価額		㉟	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
課 税 価 格 (㉘+㉙)	(1,000円未満切捨て)	㉟	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
※税務署整理欄	申告区分	□	年 分	□	名 摄	□	申告年月日	□	□	□	□	グループ番号	□

第15表 (平成27.7)

(賃4-20-16-1-A.4統一)

第15表（平成26年分以降用）

相続財産の種類別価額表（この表は、第1表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

(単位は円)			被相続人	
種類	細目	番号	各人の合計	
※ 繁理番号			被相続人	
土地 (土地の上に存する権利を含みます)	田	①		
	地	②		
	宅地	③		
	山林	④		
	その他の土地	⑤		
	計	⑥		
⑥)のうち特例 農地等	通常価額	⑦		
	農業投資価格 に上の価額	⑧		
家屋、構築物		⑨		
事業 (農業)	機械、器具、農耕具、 その他の被相続資産	⑩		
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪		
用財産	売掛金	⑫		
	その他の財産	⑬		
	計	⑭		
有価 証券	特定同族会社の株式 及び出資	⑮		
	その他の方式 によったもの	⑯		
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰		
	公債及び社債	⑱		
	証券投資信託、貸付信託 の受益証券	⑲		
	計	⑳		
現金、預貯金等		㉑		
家庭用財産		㉒		
その他 の財産	生命保険金等	㉓		
	退職手当金等	㉔		
	立木	㉕		
	その他の財産	㉖		
	計	㉗		
合計 (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗)		㉘		
相続時精算課税適用財産の価額		㉙		
不動産等の価額 (㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝)		㉞		
㉙のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額		㉟		
㉛のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額		㉟		
債務		㉟		
株式費用		㉟		
合計(㉘+㉟)		㉟		
差引純資本価額(㉘+㉟-㉙) (赤字のときは0)		㉟		
純資本価額に加算される 暫半賦税分の贈与財産価額		㉟		
課税価格(㉘+㉟) (1,000円未満切捨て)		㉟	○ ○ ○	

相続財産の種類別価額表(統)(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

F D 3 5 3 6

### 第15表(続) (平成26年分以降用)

第17章(總) (平27.7)

(齊4-20-16-2-A4統一)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人
種類	細目	番号 (氏名)
※ 整理番号		
土地 (土地の上に存する権利を含みます)	田 ①	
	畠 ②	
宅 地	地 ③	
	山 林 ④	
	そ の 他 の 土 地 ⑤	
	計 ⑥	
⑥のうち特例農業投資価格に上る価額	通常価額 ⑦	
農業投資価格に上る価額	⑧	
家屋、構築物	⑨	
事業(農業) 用財産	機械、器具、農耕具、その他の被相続却資産 ⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等 ⑪	
	売掛金 ⑫	
	そ の 他 の 財 産 ⑬	
	計 ⑭	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資 ⑮ ⑯及び⑯以外の株式及び出資 ⑯	
	配当選元方式によるもの ⑯	
	その他の方式によるもの ⑯	
	公債及び社債 ⑯	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券 ⑯	
	計 ⑯	
現金、預貯金等	⑯	
家畜用財産	⑯	
その他 の財産	生命保険金等 ⑯	
	退職手当金等 ⑯	
	立木 ⑯	
	そ の 他 ⑯	
	計 ⑯	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑯)	⑯	
相続時精算課税適用財産の価額	⑯	
不動産等の価額 (①+②+③+④+⑤+⑯)	⑯	
⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	⑯	
⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	⑯	
債務	⑯	
株式費用	⑯	
合計 (⑯ + ⑯)	⑯	
差引純資産価額 (⑯+⑯-⑯) (赤字のときは0)	⑯	
純資産価額に加算される 暫年課税分の贈与財産価額	⑯	
課税価格 (⑯+⑯) (1,000円未満切捨て)	⑯	○ ○ ○

第15表(続) (平成26年分以降用)

## 相続税の修正申告書

稅務署長  
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。		各人の合計 (被相続人)			財産を取得した人			
氏名								
生年月日		年月日(年齢歳)			年月日(年齢歳)			
住所(電話番号)					〒 ( - - - )			
被相続人職業								
取得原因		腹当する取扱い原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
整理番号								
区分		①修正前の課税額 (第11表⑤)	②修正申告額 (第1-④)	③修正する額 (②-④)	①修正前の課税額 (第11表⑤)	②修正申告額 (第1-④)	③修正する額 (②-④)	
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表⑤)	①	円	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②						
	債務及び弐式費用の金額 (第13表3⑦)	③						
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④						
	相資産価額に加算される 贈与課税区分の贈与財産価額 (第14表⑨)	⑤						
各人の算出税額の計算	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	⑧,000	⑩,000	,000	,000	,000	
	法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額	/	⑨(人) ,000,000	⑩(人) ,000,000	(人) ,000,000	左の欄には、第2表の②欄の⑨の人数及び ⑩の金額を記入します。		
相続税の総額		⑦	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
一般の場合 (他の場合を除く)	みなし割合 (個人の割合)	⑧	1.00	1.00				
	支出し額 (個人の割合)	⑨	円	円	円	円	円	
	要介護者割 を受ける場合	⑩	高齢扶助 (個人の割合)					
	相続税額の計算方法が行われる 場合の相続税額	⑪	円	円	円	円	円	
各人の納付・還付税額の計算	被相続人の分の税額 (第5表④又は⑤)	⑫						
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑥又は⑦)	⑬						
	未成年者控除額 (第6表①②③又は④)	⑭						
	障害者控除額 (第6表②③又は④)	⑮						
	相次相続控除額 (第7表⑩又は⑪)	⑯						
	外国税額控除額 (第8表①③)	⑰						
	計	⑯						
	被相続人の分の税額 (第5表④又は⑤) (赤字のときは0)	⑱						
相続税額のうち被相続人の分の税額 (第5表③表④)	⑲	00	00	00	00	00	00	
医療法人等分税額控除額 (第8の4表2B)	⑳							
小計(⑯-⑲-⑳) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉑	00	00	00	00	00	00	
農地等新規賦予税額 (第8表2⑦)	㉒	00	00	00	00	00	00	
株式等新規賦予税額 (第8の2表2⑩)	㉓	00	00	00	00	00	00	
山林新規賦予税額 (第8の3表2⑩)	㉔	00	00	00	00	00	00	
医療法人等分税額控除額 (第8の表2A)	㉕	00	00	00	00	00	00	
申告期限までに 納付すべき税額	㉖	00	00	00	00	00	00	
還付される税額	㉗	△	△	△	△	△	△	

(注) ⑩欄の金額が零字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表③）があるときの⑩欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

深板房客整理组	半分		名簿号码		喚昇用	
---------	----	--	------	--	-----	--

—作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号—

1

第二章：基础概念

(麻4-24-1-A4第一)

## 相続税の修正申告書（続）

○フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取得した人			財産を取得した人			第1表 (続) (平成27年分以降用)			
		氏名	年月日	年月日(年齢歳)	年月日(年齢歳)						
住 所 (電話番号)		〒 (-----)			〒 (-----)						
被相続人の職業											
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与						
整理番号											
区分		④ 修正前の課税額 (第11表②)	⑤ 修 正 申 告 額	⑥ 修正する額 (④-⑤)	④ 修正前の課税額 (第11表②)	⑤ 修 正 申 告 額	⑥ 修正する額 (④-⑤)				
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表②)	① 円	円	円	円	円	円				
	相続時精算課税適用財産の割額 (第11の2表1⑦)	②									
	債務及び零式費用の金額 (第13表3⑦)	③									
	純資産額①+②-③ (赤字のときは0)	④									
	純資産額に計算される 贈与税税率分の贈与財産額 (第4表⑨)	⑤									
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000			
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び 遺棄に係る基礎控除額										
	相続税の総額⑦										
	各人の納付・還付税額の計算	あん分税額 (第4表⑩)	⑧								
		算出税額 (⑧×各)	⑨	円	円	円	円	円			
		相続税額の2割割合が行なわれる 場合の追加金額 (第4表⑪)	⑩	円	円	円	円	円			
		相続税額の2割割合が行なわれる 場合の追加金額 (第4表⑪)	⑪	円	円	円	円	円			
各人の納付・還付税額の計算		贈与税分の 贈与税額(第2表)	⑫								
		配偶者の税額控除額 (第5表⑮又は⑯)	⑬								
	未成年者控除額 (第6表⑰⑱又は⑲)	⑭									
	障害者控除額 (第6表⑳⑲又は⑳)	⑮									
	相次相続控除額 (第7表⑮又は⑯)	⑯									
	外国税額控除額 (第8表1⑮)	⑰									
計⑯	⑯										
各人の納付・還付税額の計算	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2-B)	⑲									
	小計(⑪-⑯又は(⑪-⑯-⑲)) (赤字のときは100円未満切捨て)	⑳									
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉑	00	00	00	00	00				
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉒	00	00	00	00	00				
	山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉓	00	00	00	00	00				
	医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2-A)	㉔	00	00	00	00	00				
申告 納税額 (⑪-⑯-⑲) 添付される 税額	㉕	00	00	00	00	00					
申告 納税額 (⑪-⑯-⑲) 添付される 税額	㉖	△	△	△	△	△					

(注) 署欄の金額が赤字となる場合は、署欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、署欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑯)があるときの署欄の金額については、「相続税の申告のしがた」を参照してください。

申込書類 登録番号	年分	名簿番号	核算印	
--------------	----	------	-----	--

第3表・第8表2(修正申告用) (平成26年10月分以降用)

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

## 1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表)

財産を取得した人の氏名			(各人の合計)					
区分			④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額(④-⑤)	⑦ 修正前の課税額	⑧ 修正申告額	⑨ 修正する額(⑦-⑧)
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人(第12表⑤) ①	円	円	円	円	円	円
	その他の人(①+③+割合⑩)	③						
	債務及び譲式費用の金額(第1表②)	②						
	純資産額(①-②)又は(②-①)(赤字のときは0)	④						
	純資産額に加算される割半額 税分の差引計算額(思法6)	⑤						
各人の算出税額の計算	課税価格(④+⑤) (100円未満切捨て)	⑥	⑧ ,000	⑨ ,000	⑩ ,000	⑦ ,000	⑧ ,000	⑨ ,000
	相続税の総額(第2表⑩)	⑦	00	00	00			
	あん分割合(各人の⑥) (A)	⑧	1.00	1.00				
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円	円	円	円
	相続税の差額(農業相続人の納税猶予の基となる税額)	⑩	00	00	00	この欄には、第1表の⑪欄の金額からこの表の⑦欄の金額を控除した金額を記入します。		
各人の算出税額の計算	農業投資償還過額(第12表⑩)	⑪	⑫	⑬		円	円	円
	各人のあん分割(⑨×各人の⑪+⑫)	⑫						
	各人の算出税額(⑩+⑫)	⑬						

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。

2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑨」欄に転記します。

## 2 農地等納税猶予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名								
区分			④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額(④-⑤)	⑦ 修正前の課税額	⑧ 修正申告額	⑨ 修正する額(⑦-⑧)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の総の金額)	①		円	円	円	円	円	円
相続税額の割引加算額が行われる場合の加算金額(第4表①×(100-相続税額の割引率))	②							
税額控除額の計(①の各農業相続人の算出税額)	③							
各農業相続人の③+②の金額	④							
上の表の④の各農業相続人の算出税額	⑤							
相続税額の2割加算額が行われる場合の加算金額(第4表①×(100-相続税額の割引率))	⑥							
(④-(③+②))の金額(赤字のときは0)	⑦		00	00	00	00	00	00
農地等納税猶予税額(①+②-⑦) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑧							

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑧」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の⑪欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑧」欄に転記します。

2 ⑦欄の⑧欄に記入する金額は、⑧欄の「①+②-⑦」の金額が⑦欄の⑧欄の金額を超える場合には、⑦欄の⑧欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑧欄の金額は、⑧欄の⑦欄の金額を超えることができます。

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用)(平成26年10月分以降用)

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の  
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名							
区分		① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額(②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額(⑤-④)
取扱	農業相続人(第12表⑤)	①	円	円	円	円	円
の	その他の人(第1表⑩+第1表⑪)	②					
価	債務及び株式費用の金額(第1表⑬)	③					
格	純資産額(①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④					
の	純資産額に加算される若干額(第法6)	⑤					
計	農税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000
各	相続税の総額(第2表⑪)	⑦					
人	あん分割合(各人の⑥) (⑧)	⑧					
の	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円	円	円
出	相続税の絶額の差額(⑩)	⑩					
税	農業相続人の納税猶予の基となる税額(第12表⑭)	⑪	円	円	円	円	円
額	各人の納税猶予の基となる税額(⑩×各人の⑪)	⑫					
の	各人の算出税額(⑨+⑫)	⑬					
計	(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。 2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑨」欄に転記します。						

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名							
区分		① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額(②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額(⑤-④)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の分の金額)	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の5割加算が行われる場合の加算金額(第4表⑩×(1+50%))	②						
相続税額の5割控除額の計算(上の表の各農業相続人の分の金額)	③						
相続税額の5割控除額の計算(上の表の各農業相続人の分の金額)	④						
相続税額の5割控除額が行われる場合の加算金額(第4表⑩×(1+50%))	⑤						
(③-④+⑤))の金額(赤字のときは0)	⑥						
農地等納税猶予税額(①+②-⑥) (100円未満省略して、赤字のときは0)	⑦	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑨」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の⑩欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑨」欄に転記します。  
2 ⑦欄の⑩欄に記入する金額は、⑩欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の⑩欄の金額を超える場合には、⑦欄の⑩欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(贈與内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。)の評定額又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑩欄の金額は、⑩欄の⑦欄の金額を超えることができます。

## 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納稅義務者」といいます。）のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

## 第5表各欄の金額の計算

納稅義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

① 第1表の「各人の合計」の④の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合は第3表の「各人の合計」の④の金額〕	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合は第3表の「各人の合計」の⑤の金額〕	③ ①+②の金額	④ 第1表の「各人の合計」の①+②の金額のうち配偶者が仮装した財産の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合は第3表の「各人の合計」の①+②の金額〕	⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ ④+⑤の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ ⑥+⑦の金額	⑨ ④-(⑥+⑦)の金額 (1,000円未満切捨て)	⑩ ⑨の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 ,000	円

(注) 1 ⑩欄の金額を第5表の⑩又は⑪欄に転記します。また、⑩欄の金額を第5表の⑦又は⑪欄に転記します。

2 ⑩欄の金額は、⑪欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。

なお、⑩欄の金額については、第2表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「課税価格の合計額」の計算

⑪ 第1表の配偶者の①の金額のうち納稅義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑫ 第1表の配偶者の②の金額のうち納稅義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑬ ⑪+⑫の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納稅義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑮ ⑪+⑫の金額	⑯ ⑪-(⑪+⑫)の金額 (1,000円未満切捨て)
円	円	円	円	円	円 ,000

(注) ⑬欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の⑤の金額)」欄又は「(第3表の⑤の金額)」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号の「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

⑰ 第11表の配偶者の①の金額(分割財産の金額)	分割財産の金額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑱ ⑰-⑲の金額(赤字のときは0)	⑲ 第1表の配偶者の②の金額(純資産価額に加算される贈与財産の贈与財産価額)
円	円	円	円	円
⑳ ⑲の金額のうち納稅義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉑ ㉑の金額のうち納稅義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	㉒ ㉑+㉑の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額	㉓ ㉑の金額のうち納稅義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉔ ㉑+㉑-㉒の金額 (1,000円未満切捨て) [赤字のときは0]
円	円	円	円	円

(注) ㉑欄の金額を第5表の⑩又は⑪欄に転記します。

**〔記入に当たっての留意事項〕**

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表は、期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。
- 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに⑩、⑬及び⑯の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。
- 3 ④、⑪及び⑭欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。

## 株式等納税猶予税額の計算書

被相続人
経営承継人
(経営承継相続人等、 経営相続承継受取者)

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受取者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額【株式等納税猶予税額】を算出するために使用します。  
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受取者に該当する人を、以下の計算書(第8の2表  
(修正申告用))において「経営承継人」と表記しています。

## 1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の額の計算

## (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	① 修正前の 報 税 額 円	② 修 正 中 告 額 円	③ 修 正 す る額 (②-①)
① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3の合計額				
② 経営承継人に係る債務及び繰替費用の金額(修正申告書第1表のその人の⑤欄の金額)				
③ 経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の額(経営承継人の修正申告書第1表の(①+②) (又は修正申告書第3表・第8表の1の⑤欄)の金額)				
④ 憲除未済債務額(①+②+③)の金額(赤字の場合0)				
⑤ 特定価額(①+④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合0)		,000	,000	,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)		,000	,000	,000
⑦ 経営承継人以外の相続人等の喪失価額(この計算書の経営承継人以外の者の修正申告書 第1表の⑤欄(又は修正申告書第3表・第8表の1の⑤欄)の金額の合計)		,000	,000	,000
⑧ 系統控除額(第2表の合計額)		,000,000	,000,000	,000,000
⑨ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)		,000	,000	,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑥+⑨-⑧)		,000	,000	,000

## (2) 「特定価額に基づく相続税の額の計算」(修正申告額)

⑩	⑪ 法定相続人の氏名	特定価額に基づく相続税の額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の額の計算 法定相続人の相続の基準となる価額 (⑩×⑪)	
		法定相続分に応ずる取扱会額	法定相続人の基準となる価額 (第2表の「遺産表」で計算します。)		
		円 ,000	円 ,000	円 ,000	
		円 ,000	円 ,000	円 ,000	
		円 ,000	円 ,000	円 ,000	
		円 ,000	円 ,000	円 ,000	
		円 ,000	円 ,000	円 ,000	
		円 ,000	円 ,000	円 ,000	
		円 ,000	円 ,000	円 ,000	
法定相続分の合計	1	⑪相続税の額(第8の合計額)	00	⑫相続税の額(⑩の合計額)	00

(注) 1. ⑩欄の「修正申告書第1表の(⑩+⑨-⑧)」の金額は、経営承継人が相続税割引控除額70条の6第1項の私室による異議等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、経営承継人第3表・第8表の1の⑤欄の金額となります。また、⑪欄の「修正申告書第1表の⑤欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を承継したがうちに相続分割額第7条の6第1項の規定による異議等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表・第8表の1の⑤欄」の金額となります。

2. ⑪及⑫欄は第2表の「⑩法定相続人の「氏名」欄及び⑪左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ記入します。

## 2 株式等納税猶予税額の計算

区	分	① 修正前の 報 税 額 円	② 修 正 中 告 額 円	③ 修 正 す る額 (②-①)
① (経営承継人の修正申告書第1表の(⑩+⑨-⑧)の金額)				
② 特定価額に基づく経営承継人の修正取扱額(1の⑩×1の⑩/1の(⑩+⑨))				
③ 特定価額に基づき相続税の2割加算が行われる場合の計算金額(⑩×20%)				
a. (⑩+⑨)-経営承継人の修正申告書第1表の⑤の金額(赤字の場合0)				
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑩×1の⑩/1の(⑩+⑨))				
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税の2割加算が行われる場合の計算金額(⑩×20%)				
b. (⑩+⑨)-経営承継人の修正申告書第1表の⑤の金額(赤字の場合0)				
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の⑤欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の(⑩(又は 10)+⑨-⑧))の金額(赤字の場合0)				
⑦ (a+b-⑥)の金額(赤字の場合0)				
⑧ (a+b-⑦)の金額(赤字の場合0)				
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(0.00)				
イ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑩×イの株式等に係る金額/1×⑩)(100円未満切捨て)		00	00	00
ロ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑩×ロの株式等に係る金額/1×⑩)(100円未満切捨て)		00	00	00
ハ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑩×ハの株式等に係る金額/1×⑩)(100円未満切捨て)		00	00	00
⑩ 株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)(0.00)		00	00	00

(注) 1. ⑩欄の算出額の「修正申告書第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈に上り財産を承継した人のうちに両親分割控除額第70条の6第1項の規定による異議等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。

2. ⑩欄の合算に記入する金額は、⑩欄の「b-⑦」の金額が⑩欄の⑦欄の合算額を相殺する場合には、⑩欄の⑦欄の合算額とどめます(⑩及び⑩欄の合算額も同様です)。ただし、この条件の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等(業組内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「3. 特例非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等に限ります)の評価差額又は評価額の計算通りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑩欄の⑦欄の合算額を相殺することができます。

3. ⑩欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合には、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を該欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算出額中の「株式等に係る金額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2. 特例非上場株式等の明細」の⑩欄に記入する金額を指します。

4. ⑩欄の小額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額欄」に記入します。なお、経営承継人が義理等についての納税猶予及び危険の特例基しくは医療法人等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額欄」に記入します。

※項目は記入する必要はありません。

※税務署監査用 入力 検索

修正第8の2表(平成27.7)

(第4-24-5-A4統一)

				第8の3表 (修正申告用) (平成27年分以降用)																																										
<b>山林納税猶予税額の計算書</b>																																														
この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予額(山林納税猶予税額)を算出するために使用します。																																														
1 山林納税猶予税額の基となる相続税の額の計算																																														
(1) 「特定価額に基づく相続税の額」等の計算																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">① 修正前の 課税額 円</th> <th rowspan="2">② 修正申告額 円</th> <th rowspan="2">③ 修正する額 (②-①) 円</th> </tr> <tr> <th>林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 林業経営相続人に係る権利及び財産費用の金額(修正申告書第1表のその人の③欄の金額)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の額(林業経営相続人の修正申告書第1表の①②)(又は修正申告書第3表・第8表の①欄の合計)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 捨除外復舊額(①-⑤)(赤字の場合は0)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 等定価額(①-⑥)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td>,000</td> </tr> <tr> <td>⑧ 等定価額の20%に相当する金額(⑦×20%) (1,000円未満切捨て)</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td>,000</td> </tr> <tr> <td>⑨ 林業経営相続人以外の相続人等の課税底限の合計額(林業経営相続人以外の者の修正申告書第1表の③欄(又は修正申告書第3表・第8表の①欄)の金額の合計)</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td>,000</td> </tr> <tr> <td>⑩ 基礎控除額(第2表の合欄の合計)</td> <td>,000,000</td> <td>,000,000</td> <td>,000,000</td> </tr> <tr> <td>⑪ 等定価額に基づく課税底限額(⑨-⑩-⑪)</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td>,000</td> </tr> <tr> <td>⑫ 等定価額の20%に相当する金額に基づく課税底限額(⑪-⑩-⑫)</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td>,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分	① 修正前の 課税額 円	② 修正申告額 円	③ 修正する額 (②-①) 円	林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額	④ 林業経営相続人に係る権利及び財産費用の金額(修正申告書第1表のその人の③欄の金額)				⑤ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の額(林業経営相続人の修正申告書第1表の①②)(又は修正申告書第3表・第8表の①欄の合計)				⑥ 捨除外復舊額(①-⑤)(赤字の場合は0)				⑦ 等定価額(①-⑥)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000	,000	⑧ 等定価額の20%に相当する金額(⑦×20%) (1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000	⑨ 林業経営相続人以外の相続人等の課税底限の合計額(林業経営相続人以外の者の修正申告書第1表の③欄(又は修正申告書第3表・第8表の①欄)の金額の合計)	,000	,000	,000	⑩ 基礎控除額(第2表の合欄の合計)	,000,000	,000,000	,000,000	⑪ 等定価額に基づく課税底限額(⑨-⑩-⑪)	,000	,000	,000	⑫ 等定価額の20%に相当する金額に基づく課税底限額(⑪-⑩-⑫)	,000	,000	,000		
区分	① 修正前の 課税額 円	② 修正申告額 円	③ 修正する額 (②-①) 円																																											
				林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額																																										
④ 林業経営相続人に係る権利及び財産費用の金額(修正申告書第1表のその人の③欄の金額)																																														
⑤ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の額(林業経営相続人の修正申告書第1表の①②)(又は修正申告書第3表・第8表の①欄の合計)																																														
⑥ 捨除外復舊額(①-⑤)(赤字の場合は0)																																														
⑦ 等定価額(①-⑥)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000	,000																																											
⑧ 等定価額の20%に相当する金額(⑦×20%) (1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000																																											
⑨ 林業経営相続人以外の相続人等の課税底限の合計額(林業経営相続人以外の者の修正申告書第1表の③欄(又は修正申告書第3表・第8表の①欄)の金額の合計)	,000	,000	,000																																											
⑩ 基礎控除額(第2表の合欄の合計)	,000,000	,000,000	,000,000																																											
⑪ 等定価額に基づく課税底限額(⑨-⑩-⑪)	,000	,000	,000																																											
⑫ 等定価額の20%に相当する金額に基づく課税底限額(⑪-⑩-⑫)	,000	,000	,000																																											
(2) 「特定価額に基づく相続税の額」等の計算(修正申告額)																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">⑩ 法定相続人の氏名</th> <th rowspan="2">⑪ 法定相続分</th> <th colspan="2">特定価額に基づく相続税の額の計算</th> </tr> <tr> <th>⑫ 修正前相続分に応ずる取扱会額 (⑩×⑪)</th> <th>⑬ 修正前の課税の基礎となる長短 (第2表の「追算表」で計算します。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>,000</td> <td>,000</td> </tr> <tr> <td>法定相続分の合計</td> <td>I</td> <td>⑫相続税の額額(⑬の合計額)</td> <td>00 ⑬相続税の額額(⑬の合計額)</td> </tr> </tbody> </table>				⑩ 法定相続人の氏名	⑪ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の額の計算		⑫ 修正前相続分に応ずる取扱会額 (⑩×⑪)	⑬ 修正前の課税の基礎となる長短 (第2表の「追算表」で計算します。)			円	円			,000	,000			,000	,000			,000	,000			,000	,000			,000	,000			,000	,000			,000	,000	法定相続分の合計	I	⑫相続税の額額(⑬の合計額)	00 ⑬相続税の額額(⑬の合計額)	
⑩ 法定相続人の氏名	⑪ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の額の計算																																												
		⑫ 修正前相続分に応ずる取扱会額 (⑩×⑪)	⑬ 修正前の課税の基礎となる長短 (第2表の「追算表」で計算します。)																																											
		円	円																																											
		,000	,000																																											
		,000	,000																																											
		,000	,000																																											
		,000	,000																																											
		,000	,000																																											
		,000	,000																																											
		,000	,000																																											
法定相続分の合計	I	⑫相続税の額額(⑬の合計額)	00 ⑬相続税の額額(⑬の合計額)																																											
(注) 1. ⑪欄の「修正申告書第1表の(⑪-⑩)」の金額は、林業経営相続人が戸籍納税別途課税法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税義務者の特例の適用を受ける場合、「修正申告書第3表・第8表の①の⑪」の金額となります。また、⑪欄の「修正申告書第1表の③欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人(うち)に戸籍納税別途課税法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税義務者の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表の①の⑪」の金額となります。 2. ⑪及び⑫欄は第2表の「⑩法定相続人」の「氏名」欄及び「⑪左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ記入します。																																														
2 山林納税猶予税額の計算																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">④ 修正前の 課税額 円</th> <th rowspan="2">⑤ 修正申告額 円</th> <th rowspan="2">⑥ 修正する額 (⑤-④) 円</th> </tr> <tr> <th>① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(⑩+⑪-⑫))の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額 [I の⑪×I の⑤]/I の(⑩+⑪)]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 特定価額に基づき相続税額の2割割算が行われる場合の加算金額 [②×20%]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. (②+③)-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 [I の⑪×I の⑤]/I の(⑩+⑪)]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割割算が行われる場合の加算金額 [④×20%]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. (②+③)-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 山林納税猶予税額 (a-b-⑦) (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> </tr> </tbody> </table>				区分	④ 修正前の 課税額 円	⑤ 修正申告額 円	⑥ 修正する額 (⑤-④) 円	① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(⑩+⑪-⑫))の金額	② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額 [I の⑪×I の⑤]/I の(⑩+⑪)]				③ 特定価額に基づき相続税額の2割割算が行われる場合の加算金額 [②×20%]				a. (②+③)-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)				④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 [I の⑪×I の⑤]/I の(⑩+⑪)]				⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割割算が行われる場合の加算金額 [④×20%]				b. (②+③)-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)				⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)				⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)				⑧ 山林納税猶予税額 (a-b-⑦) (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)	00	00	00		
区分	④ 修正前の 課税額 円	⑤ 修正申告額 円	⑥ 修正する額 (⑤-④) 円																																											
				① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(⑩+⑪-⑫))の金額																																										
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額 [I の⑪×I の⑤]/I の(⑩+⑪)]																																														
③ 特定価額に基づき相続税額の2割割算が行われる場合の加算金額 [②×20%]																																														
a. (②+③)-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)																																														
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 [I の⑪×I の⑤]/I の(⑩+⑪)]																																														
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割割算が行われる場合の加算金額 [④×20%]																																														
b. (②+③)-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)																																														
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑩)の金額(赤字の場合は0)																																														
⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)																																														
⑧ 山林納税猶予税額 (a-b-⑦) (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)	00	00	00																																											
(注) 1. ⑦欄の算式中の「修正申告書第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人(うち)に戸籍納税別途課税法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税義務者の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。 2. ⑦欄の合算に記入する合計は、合算の「a-b-⑦」の金額が⑦欄の⑦欄の金額を超える場合は、⑦欄の⑦欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける時例山林(隣接内申中において指す3表の付表の「2. 特例施設対象山林・新規山林の明細」)に記入した時例山林に限ります。算式又は税額の計算誤りがあった場合は、⑦欄の合算の金額は合算の⑦欄の金額を超えることができます。 3. ⑦欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額」欄に記入します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の特分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の特分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑦欄の金額によらず、修正申告書第8の8表の⑦欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額」欄に記入します。																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>※役務者登録欄</th> <th>入力</th> <th>確認</th> <th></th> </tr> </thead> </table>				※役務者登録欄	入力	確認																																								
※役務者登録欄	入力	確認																																												
修正第8の3表(平成27.7)				(表4-24-8-A4統一)																																										

※の項目は記入する必要があります。

第8の4表  
(修正申告用)  
(平成26年10月分以降用)

### 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と記載しています。）が、相続税の修正申告において、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

#### 1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

##### (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	① 修正前の 課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (①-②)
① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第8の4表の付表の△の金額）			円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び弾性費用の金額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の△の金額）			
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の（①+②）（又は修正申告書第3表・第8表2の1の①）の金額）			
④ 税額未承認額（①+②+③）（遺字の場合は0）			
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（遺字の場合は0）	,000	,000	,000
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の修正申告書第1表の⑤（又は修正申告書第3表・第8表2の1の②）の金額の合計額）	,000	,000	,000
⑦ 遺產控除額（第2表の△の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑥）	,000	,000	,000

##### (2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応する取扱金額 (⑨×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「被算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

(注) ⑯欄の「修正申告書第1表の（①+⑦）」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の①」の金額となります。また、⑯欄の「修正申告書第1表の⑩」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合には、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑩」の金額となります。

⑰及び⑲欄は、第2表の「⑨法定相続人」の「氏名」欄及び「⑨かの法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ記入します。

#### 2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区分	① 修正前の 課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (①-②)
① (医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の（⑨+⑩+⑪）)の金額			円
② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（1の⑩×1の⑨/1の（⑩+⑪））			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割割算が行われる場合の計算金額（③×20%）			
④ (⑩+⑪)医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の⑫の金額（遺字の場合は0）			
医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の⑬の算出税額（その医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の⑨（又は⑩+⑪+⑫））（遺字の場合は0）			
⑮ (⑩+⑪+⑫)の金額（遺字の場合は0）			
⑯ (⑩+⑫)の金額（遺字の場合は0）			
特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等（付表参照）			
イ (医療法人名)に係る医療法人持分納税猶予税額等	00	00	00
ロ (医療法人名)に係る医療法人持分納税猶予税額等	00	00	00
ハ (医療法人名)に係る医療法人持分納税猶予税額等	00	00	00
⑭ 医療法人持分納税猶予税額等（⑯の金額（100円未満切捨て））（又は⑯の金額の合計額）（付表参照）	00	00	00

イ ⑩ ロ	「医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額（付表参照） (⑯の金額を記入します。)	A	A	00
	持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額（付表参照） (⑯の金額を記入します。)	B	B	00
(イ) (ロ)	持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金抽出型医療法人の基金として譲り出したとき (※第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額を記入します。)	医療法人持分税額控除額（付表参照） (第8の4表の付表の△の金額を記入します。)	B	B	00
	持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金抽出型医療法人の基金として譲り出したとき (※第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のB欄の金額を記入します。)	医療法人持分税額控除額（付表参照） (第8の4表の付表の△の金額を記入します。)	B	B	00

(注) ⑯欄の算出中の「修正申告書第1表の⑨」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「修正申告書第1表の⑩」の金額となります。

2 ⑯欄について、特例の適用に係る医療法人が1法人の場合は、⑯欄の記入は行わず、⑯欄の金額を記入します（100円未満切捨て）。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の種類」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。

また、特例の適用に係る医療法人が4法人以上ある場合は、遺宣の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。

3 ⑯欄は、又はロの場合は同じじ医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには⑯欄の金額を、(ロ)のときには⑯欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金抽出型医療法人へ基金を抽出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の△の金額を、それぞれの欄に記入します。また、その算出した⑯欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等が、農地等についての納税猶予の特例、株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、⑯欄の金額によらず、修正申告書第1表の△の金額をA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の修正申告書第1表の「医療法人持分納税猶予税額等」又は「医療法人持分税額控除額等」欄に記入します。

※の欄日は記載する必要がありません	家税署査理権	入力	確認		
修正第8の4表(平27.7)					(第4-21-6-A-4統一)

## 納 税 猶 予 稅 額 等 の 調 整 計 算 書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、特例ごとの納稅猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

- ・ 農地等についての納稅猶予の特例（税税特別措置法第70条の6第1項）
- ・ 株式等についての納稅猶予の特例（税税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- ・ 山林についての納稅猶予の特例（税税特別措置法第70条の7の4第1項）
- ・ 医療法人の持分についての納稅猶予及び免除の特例（税税特別措置法第70条の7の8第1項）又は医療法人の持分についての税額控除の特例（税税特別措置法第70条の7の9第1項）

### 1 調整前猶予税額等の明細

この欄は、相続人等に係る農地等納稅猶予税額、株式等納稅猶予税額、山林納稅猶予税額又は医療法人持分納稅猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納稅猶予税額等」と表記しています。）についてその明細を記入します。

区分	① 修正前の 課 税 額	② 修 正 申 告 額	③ 修正する額 (①-②)
① 調整前農地等納稅猶予税額（相続人等の修正申告書第3表・第8表2の2の①の金額）	円 00	円 00	円 00
② 調整前株式等納稅猶予税額（相続人等の修正申告書第8の2表の2の②の金額）	円 00	円 00	円 00
③ 調整前山林納稅猶予税額（相続人等の修正申告書第8の3表の2の③の金額）	円 00	円 00	円 00
④ 調整前持分納稅猶予税額等（相続人等の修正申告書第8の4表の2の④の金額）	円 00	円 00	円 00
⑤ 調整前猶予税額等（①+②+③+④）	円 00	円 00	円 00
⑥ 猶予可能税額等（相続人等の修正申告書第1表の（⑤-⑦）の金額）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00

（注） ⑤欄の金額が⑥欄の金額を越える場合（⑤>⑥）の場合には、「2 各納稅猶予税額等の調整」欄を記入します。

なお、⑤欄の金額が⑥欄の金額以下の場合（⑤≤⑥）の場合には、「2 各納稅猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

### 2 各納稅猶予税額等の調整

この欄は、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額を超過する場合（「⑤>⑥」の場合）において、納稅猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。  
なお、1の⑤欄の金額が1の⑥欄の金額以下の場合（「⑤≤⑥」の場合）は記入を要しません。

区分	① 修正前の 課 税 額	② 修 正 申 告 額	③ 修正する額 (①-②)
⑦ 調整後の農地等納稅猶予税額（⑤×①/⑥）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00
⑧ 調整後の株式等納稅猶予税額（⑤×②/⑥）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00
⑨ 調整後の山林納稅猶予税額（⑤×③/⑥）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00
⑩ 調整後の医療法人持分納稅猶予税額等（⑤×④/⑥）（100円未満切捨て）	円 00	円 00	円 00

### 3 納稅猶予税額等

この欄は、1又は2により算出した納稅猶予税額等を基に、特例ごとの納稅猶予税額又は税額控除額を記入します。

区分	① 修正前の 課 税 額	② 修 正 申 告 額	③ 修正する額 (①-②)
⑪ 農地等納稅猶予税額 (⑦の金額（2において調整の計算をした場合には⑦の金額）を記入します。）	円 00	円 00	円 00
⑫ 株式等納稅猶予税額 (⑧の金額（2において調整の計算をした場合には⑧の金額）を記入します。）	円 00	円 00	円 00
⑬ 山林納稅猶予税額 (⑨の金額（2において調整の計算をした場合には⑨の金額）を記入します。）	円 00	円 00	円 00
⑭ 医療法人持分納稅猶予税額等 (⑩の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を記入します。）	円 00	円 00	斜線
⑮ 医療法人の持分についての納稅猶予 及び免除の特例の適用を受ける場合	医療法人の持分についての納稅猶予 及び免除の特例の適用を受ける場合	医療法人持分納稅猶予税額 (⑭の金額を記入します。)	A (修正申告書第1表の⑩)
	医療法人の持分についての納稅猶予 及び免除の特例の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 (⑭の金額を記入します。)	B (修正申告書第1表の⑩)
⑯ 医療 法 人 の 持 分 に つ い て の 税 額 控 除 の 特 例 の 適 用 を 受 け る 場 合	医療 法 人 の 持 分 の 全 て を 放 弃 し た と き	医療 法 人 持 分 税 額 控 除 額 (⑯の金額を記入します。)	B (修正申告書第1表の⑩)
	医療 法 人 の 持 分 の 一 部 を 放 弃 し 、そ の 残 余 の 部 分 を 基 金 投 出 型 医 療 法 人 の 基 金 と し て 投 出 し た と き	医療 法 人 持 分 税 額 控 除 額 (⑯の金額に基づき算出した第8の4表の付表のFの 金額を記入します。)	B (修正申告書第1表の⑩)

（注） 1 ⑦、⑧及び⑨欄の各欄の「①修正前の課税額」欄には、この修正申告による修正前の課税額を、「②修正申告額」欄には、1又は2により算出した納稅猶予税額等を記入します。

2 ⑦、⑧、⑨又は⑩欄の金額は、相続人等の修正申告書第1表の「農地等納稅猶予税額」、「株式等納稅猶予税額」、「山林納稅猶予税額」又は「医療法人持分納稅猶予税額」欄にそれぞれ記入します。

3 ⑩欄の「① 修正申告額」欄は、⑩欄の「② 修正申告額」欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態勢（（1）又は（2））に応じ、（1）のときには⑩欄の「① 修正申告額」欄の金額を、（2）のときには⑩欄の「② 修正申告額」欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金投出型医療法人へ基金を抽出した場合の医療法人持分税額控除額の計算用組」のFの金額を、それぞれのB欄に記入します。

 第8の5表  
(修正申告用)  
(平成26年10月分以降用)

### 小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

#### 1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

宅地等の番号 選択した小規模宅地等	所在地番	① 取得者の持分に応ずる面積等の額	② 取得者の持分等の額	③ 特例の適用を受ける取得者の氏名	④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥ 宅地等について課税価格に算入する額(②-⑤)

(注) 1 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。

2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

#### 2 「限度面積要件」の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち小規模宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の各欄に面積を記入することにより判定します。

小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
A 下記⑩の小規模宅地等の面積の合計	[下記3の⑨の面積の合計] m <sup>2</sup>	[下記3の⑩の面積の合計] m <sup>2</sup>	[下記3の⑪の面積の合計] m <sup>2</sup>	[下記3の⑫の面積の合計] m <sup>2</sup>
B イ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	[①のAの面積] ≤ 330 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	[②のA及び③のAの面積の合計] m <sup>2</sup> ≤ 400 m <sup>2</sup>		
限度面積口 引	[①のAの面積] m <sup>2</sup> × $\frac{200}{330} +$	[②のA及び③のAの面積の合計] m <sup>2</sup> × $\frac{200}{400} +$	[④のAの面積] m <sup>2</sup> ≤ 200 m <sup>2</sup>	

(注) 限度面積は、特例の適用を受ける小規模宅地等の種類(「④貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じ、B欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

#### 3 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。  
(上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。)

区分	小規模宅地等の種類 番号	宅地等の番号	⑦ 特例の適用を受ける取扱者の氏名	⑧ その宅地等における相続開始の直前の事業	⑨ 小規模宅地等の面積	⑩ 小規模宅地等の価額 (②×⑨)	⑪ 割合	⑫ 小規模宅地等について減額される金額 (⑩×⑪)
被事業用住宅等の等	⑬ 特定事業用宅地等				m <sup>2</sup>	円	80	
	⑭ 特定同族会社事業用宅地等						100	
被貸付事業用住宅等の等	⑮ 貸付事業用宅地等						50	
							100	
被居住用住宅等の等	⑯ 特定居住用宅地等						80	
							100	

(注) 1 ⑩欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

2 ⑩欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、飲食サービス業、法律事務所、貸家のように具体的に記入します。

第15表  
(修正申告用)  
(平成26年分以降用)

相続財産の種類別価額表		この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。		被相続人			
種類	総	番号	氏名				
			各人の合計	円	円	円	円
土地	田	①					
	畠	②					
宅地	宅地	③					
山林	山林	④					
その他の土地	その他	⑤					
	計	⑥	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
⑦のうち (1)のうち 農地等 による 価額	通常価額 額	⑦	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
農業投資価額	等による 価額	⑧	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
家屋、構築物	家屋、構築物	⑨	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
事業用財産	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑩					
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪					
	売掛金	⑫					
	その他の財産	⑬					
	計	⑭	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
有価証券	特定同族会社の株式 及び出資	⑮					
	配当選元方式 によったもの その他の方式 によったもの	⑯					
	⑯及び⑰以外の 株式及び出資	⑰					
	公債及び社債	⑱					
	証券投資信託、貸付信託の 受益証券	⑲					
	計	⑳	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
	現金、預貯金等	㉑	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
	家庭用財産	㉒	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
その他の財産	生命保険金等	㉓					
	退職手当金等	㉔					
	立木	㉕					
	その他の	㉖					
	計	㉗	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
	合計 (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖)	㉘	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
	相続時清算課税適用財産の価額	㉙					
	不動産等の価額 (㉚+㉛+㉜+㉝+㉞)	㉚					
	⑦のうち株式等納稅猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉛					
	⑦のうち株式等納稅猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉝					
債務	債務	㉞					
	葬式費用	㉟					
	合計 (㉘+㉙)	㉟	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )				
	差引純資産価額(㉘+㉙-㉞) (赤字のときは0)	㉟					
	純資産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額	㉟					
	課税価格(㉘+㉙) (1,000円未満切捨て)	㉟	,000 ,000 ,000 ,000 ,000 ,000 ,000 ,000				



## 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人\_\_\_\_\_殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 本税の額」欄の税額  
減 少 す る

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\text{円}} \times \boxed{/} = \boxed{A} \text{ 円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「@小計(@-@-@)」欄の右側（「\_\_\_\_\_類」欄）の額から左欄（「当初課税額(\_\_\_\_類)」欄）の額を減算した額です。

2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額  
減 少 す る

上記1のAの税額の内訳  
※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{イ } \text{申告加算税に対応する本税の額 } \boxed{\text{円}} \\ \text{ロ } \text{重加算税に対応する本税の額 } \boxed{\text{円}} \\ \text{ハ } \text{上記以外の本税の額 } \boxed{\text{円}} \\ \text{(二) } \text{国外財産調書に係る軽減額に対応する本税の額 } \boxed{\text{円}} \end{array} \right.$$

## (1) 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{/100} = \boxed{B} \text{ 円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第\_\_条第2項適用分))

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{5/100} = \boxed{C} \text{ 円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合(国外財産調書に係る軽減額))

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{5/100} = \boxed{D} \text{ 円}$$

申告加算税の額 (B + C - D)   円

## (2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{/100} = \boxed{\text{円}}$$

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又はハの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納付猶予税額控除後の 納付すべき 本税の額」欄の税額  
減 少 す る

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\text{円}} \times \boxed{/} = \boxed{\text{円}}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額(@-@-@-@-@)」欄の右側（「\_\_\_\_\_類」欄）の額から左欄（「当初課税額(\_\_\_\_類)」欄）の額を減算した額です。

(通知用)

## 相続税の更正通知書（付表4）

租税特別措置法第70条の7の8（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）又は  
同法第70条の7の9（医療法人の持分についての相続税の税額控除）の適用を受けている人の  
算出税額等の計算明細表

## 1 医療法人持分納稅猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

## (1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分		当 初 課税額	( ) 額	更 正 額
① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額			円	円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額				
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）				
⑤ 特定価額（①-④）(1,000円未満切捨て)（赤字の場合は0）			,000	,000
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額				
⑦ 基礎控除額				
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）				

特定価額に基づく相続税の総額（更正額）		
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算
/		特定価額に基づく相続税の総額の計算
/		法定相続分に応する取得金額（⑩×⑪） (1,000円未満切捨て)
/		円
/		,000
/		,000
/		,000
/		,000
法定相続分の合計	1	⑪ 相続税の総額（⑩の合計額）(100円未満切捨て)
		00

## 2 医療法人持分納稅猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区 分		当 初 課税額	( ) 額	更 正 額
① 医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時清算課税分の贈与税額控除額の合計から毎年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額			円	円
② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額（1の⑩×1の⑪／1の（⑩+⑪））				
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）				
④ (②+③)-医療法人持分相続人等の毎年課税分の贈与税額控除額の金額（赤字の場合は0）				
⑤ 医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額（赤字の場合は0）				
⑥ (①+④-⑤)の金額（赤字の場合は0）				
⑦ (④-⑥)の金額（赤字の場合は0）				
⑧ 特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納稅猶予税額等				
イ (医療法人名) に係る医療法人持分納稅猶予税額等 (⑦×イの持分の価額／1の⑪) (100円未満切捨て)		00	00	00
ロ (医療法人名) に係る医療法人持分納稅猶予税額等 (⑦×ロの持分の価額／1の⑪) (100円未満切捨て)		00	00	00
ハ (医療法人名) に係る医療法人持分納稅猶予税額等 (⑦×ハの持分の価額／1の⑪) (100円未満切捨て)		00	00	00
⑨ 医療法人持分納稅猶予税額等（⑦の金額又は⑧の金額の合計額）				
イ 「医療法人の持分についての相続税の納稅猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	(イ)	医療法人持分納稅猶予税額 (⑨の金額)		
ロ 「医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例」の適用を受ける場合	(ロ)	医療法人持分税額控除額 (⑨の金額)		
	(イ)	医療法人持分税額控除額 (⑨の金額)		
	(ロ)	医療法人持分税額控除額 (⑨の金額)		

（ ）枚のうち（ ）枚目

(第4-75-10-A.4統一)



## 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人\_\_\_\_\_殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

**納付すべき  
1 「減少する 本税の額」欄の税額**

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\quad} \text{ 円 } \times \boxed{\quad / \quad} = \boxed{A} \text{ 円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額（納付すべき税額（⑧+⑩））」の「増減（△）差額」欄の額です。

**2 「納付すべき  
減少する 加算税の額」欄の税額**

上記1のAの税額の内訳  
※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈り税)」により各金額を計算しています。

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{/100} = \boxed{B} \text{ 円}$$

(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第\_\_\_\_条第2項適用分))

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{5/100} = \boxed{C} \text{ 円}$$

申告加算税の額 (B+C)   円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{/100} = \boxed{ } \text{ 円}$$

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

**3 「納税猶予税額控除後の  
納付すべき  
減少する 本税の額」欄の税額**

(基礎となる税額) (相続分)

$$\boxed{\quad} \text{ 円 } \times \boxed{\quad / \quad} = \boxed{ } \text{ 円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「平成\_\_\_\_年分贈与税\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩申告期限までに納付すべき税額（⑪-⑫-⑬-⑭-⑮）」の「増減（△）差額」欄の額です。

平成 年分贈与税 通知書  
及び加算税の試算決定通知書

(通知用)

〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

（第一表の二）（平成26年分用）

氏名 \_\_\_\_\_ 段

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。

課税標準等の計算明細の⑨欄又は⑩欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の試算決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 年分課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の試算決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑨欄又は⑩欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

## ○課税標準等の計算明細

区分	分	当初課税額( 領)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①	円	円	円
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②	円	円	円
非 課 税 限 度 額	③	円	円	円
平成 24 年 分 又 は 25 年 分 の 贈 与 税 の 申 告 で 非 課 税 の 適 用 を 受 け た 金 額	④	円	円	円
非 課 税 限 度 額 の 残 額 ( ③ - ④ )	⑤	円	円	円
① の う ち 非 課 税 の 適 用 を 受 け る 金 額	⑥	円	円	円
② の う ち 非 課 税 の 適 用 を 受 け る 金 額	⑦	円	円	円
非 課 税 の 適 用 を 受 け る 金 額 の 合 計 額 ( ⑥ + ⑦ )	⑧	円	円	円
① の う ち 課 税 価 格 に 算 入 さ れ る 金 額 ( ① - ⑥ )	⑨	円	円	円
② の う ち 課 税 価 格 に 算 入 さ れ る 金 額 ( ② - ⑦ )	⑩	円	円	円

平成 年分贈与税 通知書

(通知用)

及び加算税の賦課決定通知書

〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

(第一表の三) (平成26年分用)

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。

課税標準等の計算明細の②欄又は⑩欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 历年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、②欄又は⑩欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

## ○課税標準等の計算明細

区分	当初課税額( 領)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②			
非 課 稅 限 度 額 ③			
平成24年分又は25年分の贈与税の中告で 震災非課税の適用を受けた金額 ④			
非 課 稅 限 度 額 の 残 額 ( ③ - ④ ) ⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑥			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑥ + ⑦ ) ⑧			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑥ ) ⑨			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑦ ) ⑩			

税務署整理欄			
番号 入力 確認			
※ ※ ※			
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;">税務署 受付印</span>			
<b>事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書</b>			
税務署長 <span style="margin-left: 20px;">平成_____年_____月_____日</span>			
移管先 の営業所等	名 称		
	所 在 地		
	営業所等の長	印	
次の受贈者の結婚・子育て資金管理契約につき、平成_____年_____月_____日付で当該契約 に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基 づき届出書を提出します。			
受贈者	ふりがな 氏 名		
	住所又は居所		
	生年月日	昭・平	
移管をした 取扱金融機関 の営業所等	名 称		
	所 在 地		
	既に提出した 結婚・子育て 資金非課税申 告書又は追加 教育資金非課 税申告書	非課税提出額	取扱金融機関の営業所等
名称			所在地
			税務署
(摘要)			
(資 5-70-A 4 統一)			

印欄は使用しないでください。

**備考**

1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の4第14項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2 この届出書の記載要領は、次による。

- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。  
なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- (4) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の  
(i) 「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。  
(ii) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(i)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる  
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合  
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成\_\_\_年分】

番号

平成二十七年七月一日以後国外転出・贈与・相続開始用

住所			フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電話)	( )

## 1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合 (所法60条の2)	□ 有	□ 国外転出の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	□ 無	□ 国外転出の予定日 (勘定の残余が確定して3日前)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
□ 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	□ 有	□ 贈与の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	□ 無	□ 相続開始の日	平成 年 月 日	

## 2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
□ 受贈者		
□ 相続人・受遺者		
□ 受贈者		
□ 相続人・受遺者		

## 3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (基金等に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得（その他）		
被 贈 渡	短期		
	長期		
分離課税	株式等の譲渡（木公開分）		
	先物取引		

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

## 4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (基金等に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得（その他）		
被 贈 渡	短期		
	長期		
分離課税	株式等の譲渡（木公開分）		
	先物取引		

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

### 【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を継続している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

(注) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「債務等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5の⑥」+「6の⑧」+「7の⑩」）	⑩	※ ⑩と1億円で、かつ、国外転出の日前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60条の2）」の適用があります。
--	---	--

### 【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

⑥ 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。））

(注1) 所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の⑩の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注2) 落税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額(所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「兼業」を○で囲んだもの)は、その適用後の金額)の合計額及び「取得費」欄の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の2第6項第2号の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取扱」を○で囲んだもの)は、記載しません。

## 【国外転出時課税（所法60条の2）用】

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等		取得費	取得年月日
				円	円		
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
							..
計				②			

(注) 税制特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」と「4」のいずれにも記載しません。

## 【国外転出（贈与）時課税（所法60条の3）用】

## 5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得年月日	所得区分	移転等の日及び 譲渡・取消の有無	
								氏名（贈与者）	氏名（受贈者）
<b>① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの</b>									
				円	円	・・	融資 (第・貸・借(支・倒)) 分離(株式・先物)		
						・・	融資 (第・貸・借(支・倒)) 分離(株式・先物)		
						・・	融資 (第・貸・借(支・倒)) 分離(株式・先物)		
						・・	融資 (第・貸・借(支・倒)) 分離(株式・先物)		
						・・	融資 (第・貸・借(支・倒)) 分離(株式・先物)		
<b>② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに 移転等したもの（下記③を除く。）</b>									
						・・	融資 (第・貸・借(支・倒)) 分離(株式・先物)	移転等の日 (　・・) 減額・取消	
						・・	融資 (第・貸・借(支・倒)) 分離(株式・先物)	移転等の日 (　・・) 減額・取消	
						・・	融資 (第・貸・借(支・倒)) 分離(株式・先物)	移転等の日 (　・・) 減額・取消	
<b>③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの</b>									
						・・			
						・・			
						・・			
<b>計</b>				Ⓐ					

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合のⒶの金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の16などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

## 《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5のⒶ」+「6のⒷ」)	Ⓐ	※ Ⓐは1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

### 【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

#### 6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）

## 【国外転出（相続）時課税（所法60条の3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 譲渡は期日の種	氏名（被相続人）	
									氏名（相続人等）	
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの										
				円	円	・・	組合 (株・証・債(主・社)) 分離(株式・先物)			
						・・	組合 (株・証・債(主・社)) 分離(株式・先物)			
						・・	組合 (株・証・債(主・社)) 分離(株式・先物)			
						・・	組合 (株・証・債(主・社)) 分離(株式・先物)			
						・・	組合 (株・証・債(主・社)) 分離(株式・先物)			
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）						・・	組合 (株・証・債(主・社)) 分離(株式・先物)	移転等の日 (　・・・) 減額・取消		
						・・	組合 (株・証・債(主・社)) 分離(株式・先物)	移転等の日 (　・・・) 減額・取消		
						・・	組合 (株・証・債(主・社)) 分離(株式・先物)	移転等の日 (　・・・) 減額・取消		
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの						・・				
						・・				
						・・				
計					④					

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の④の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の16などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」と「4」のいずれにも記載しません。

(注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

## 《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5の④」+「6の④」)	⑤	※ ④と1億円で、かつ、和続開始の日前10年内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	---

### 【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）

**国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書  
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》**

**1 使用目的**

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受けるために確定申告書に添付すべき対象資産の明細を兼用しています。

**2 記載要領等**

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日（又は国外転出の予定日）」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出（所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。）の日、贈与の日又は相続開始の日（以下、これらを「国外転出等の日」といいます。）を記載します。なお、納税管理人の届出（国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。）をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格（外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等）で在留していた期間その他一定の期間は含みません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）、同条第2項に規定する未決済信用取引等（以下「未決済信用取引等」といいます。）又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引（以下「未決済デリバティブ取引」といいます。）（以下、これらを「対象資産」といいます。）の移転を受けた受贈者又は相続人等（相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。）の別に応じてチェック（相続人又は受遺者の別は○で囲みます。）するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）を記載してください。

(注) 住所（又は居所）は、外国の住所（又は居所）を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の②に記載した対象資産に係る下記(5)に従い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(注) 対象資産が上場株式等であっても、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する金融商品取引業者への売却時により行う譲渡などに該当しないことから、「株式等の譲渡（未公開分）」欄に記載することに留意してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。））」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の②に記載した対象資産に係る下記(5)に従い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項第2号又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定において準用する同条第8項の規定における「(移転等の日及び)価額又は取消の有無」欄において、「価額」を○で囲んだものについては、その適用後の金額（「価額等（収入金額）」欄においてかっこ書きにより記載した金額）の合計額を記載します。

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

**イ 「種類」欄**

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

**ロ 「銘柄等」欄**

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「〇〇建設」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」など

**ハ 「数量」欄**

この欄には、対象資産の株数、口数等を記載します。

## ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

### ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時における有価証券等の価額に相当する金額及び国外転出の時において未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

### ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

### ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

### チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

- (6) 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記(5)に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

### イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこ書で記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：○○、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：○○円、取得等年月日：○・○・○、所得区分：分離（株式）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。））」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：○○、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：○○円、取得等年月日：○・○・○、所得区分：分離（株式）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日○・○・○、減額」と記載等します。

### ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項第2号の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

- (7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記(5)に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 贈与又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

（注）「種類」欄は「公社債」、「銘柄」欄は「個人向け国債（固定5年）第〇四」と記載してください。

- (8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記(5)から(7)に準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

- (9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記(5)から(7)に準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【平成\_\_\_年分】

番号

[平成二十七年七月一日以後国外転出・贈与・相続開始用] ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

住所			フリガナ 氏名			
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電話)	( )		
通用資産等について国外転出時課税率の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算						
所得金額	事業(営業等)		①			
	雑		②			
	総合譲渡・一時		③			
	申告書B第一表④から⑤迄の合計		④			
	総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)		⑤			
	申告書第三表⑥から⑩迄の合計		⑥			
	分離課税	の株式 譲渡等	未公開分	⑦		
			上場分	⑧		
	上場株式等の配当		⑨			
	先物取引		⑩			
申告書B第三表⑪迄の合計		⑪				
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑫)		⑫				
課税される所得金額	⑬ 対応分		⑬	,000		
	⑭ 対応分		⑭	,000		
	⑮⑯ 対応分		⑮	,000		
	⑰ 対応分		⑯	,000		
	⑱ 対応分		⑰	,000		
	⑲ 対応分		⑲	,000		
税金の計算	⑳ 対応分		⑳			
	㉑ 対応分		㉑			
	㉒ 対応分		㉒			
	㉓ 対応分		㉓			
	㉔ 対応分		㉔			
	㉕ 対応分		㉕			
⑯から㉕までの合計					㉖	
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬から㉕迄の合計)					㉗	
差引所得税額 (㉖-㉗)					㉘	
災害減免額					㉙	
再差引所得税額(基礎所得税額) (㉘-㉙)					㉚	
復興特別所得税額 (㉚×2.1%)					㉛	
所得税及び復興特別所得税の額 (㉚+㉛)					㉜	
外国税額控除					㉝	
納税猶予税額の計算						
(申告書B第一表㉖-㉜)の金額					㉞	
(㉖-㉞)の金額					㉟	
納税猶予分の所得税額等(㉞-㉟)(※)					㉟	00
申告書B第一表㉖欄の金額					㉟	00
納税猶予税額 ㉟<㉞-㉟の金額					㉟	00
㉟>㉞-㉟の金額					㉟	00
※ ㉟の金額が負の場合には零						
申告期限までに納付する金額						
㉟-㉞					㉟	00
【参考】						
適用を受ける 納税猶予の特例	<input type="checkbox"/> 国外転出の場合の納税猶予 (所法第137条の2第1項)					
	<input type="checkbox"/> 増与、相続又は遺贈の場合の 納税猶予 (所法第137条の3第1項又は第2項)					
その他参考となる事項						

(注) ㉟の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

#### 1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

#### 2 記載要領等

「適用資産等<sup>(注1)</sup>について国外転出時課税制度<sup>(注2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書)《確定申告書付表》」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずに所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

この欄には 記入して ください	通信日付印の年月日	確認印			整理番号	(名簿番号)
	平成 年 月 日					

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

 稽査受付印		納 税 者 (代 表 者)	住 所 又は居所	〒 - - - - - (H. - - - - )
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日提出	フリガナ 氏 名		④	
_____ 税務署長	納 税 地	〒 - - - - - (H. - - - - )	納 税 管 理 人	
	住 所	〒 - - - - - (H. - - - - )		
	フリガナ 氏 名	④		

所得税法第137条の \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第 \_\_\_\_\_ 項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

## 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成 \_\_\_\_\_ 年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出 氏名 \_\_\_\_\_

## 2 国外転出、贈与又は相続開始の日

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始

## 3 帰国予定日

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 帰国予定 ・ 帰国予定なし

## 4 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）

- ・ 第1項の適用を受けている場合の受贈者

住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

- ・ 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）

住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

## 5 その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-102-A4統一) H27.05

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

### 1 使用目的

この届出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年を経過する日<sup>(注)</sup>まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から10年を経過する日<sup>(注)</sup>まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から5年を経過する日までに提出する必要があります。

（注）一定の事由に該当する場合（所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する場合）は、5年（又は10年）を経過する日とその該当することとなった日から4か月を経過する日のいづれか早い日となります。

### 2 記載要領等

#### (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令法第266条の3第11項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第17項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

#### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文（※1及び※2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の2第1項	同条第2項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の3第1項	同条第3項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の3第2項	同条第3項

#### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「帰国予定年月日」欄

非居住者である2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

#### (7) 「所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第137条の3第1項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第2項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時ににおける住所又は居所を記載します。

この欄には 郵便番号 記入して下さい	通信日付印の年月日	確認印			整理番号	(名簿番号)
	平成 年 月 日					

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

○受取印	納税者 (代表者)	住 所	〒 - - - - (In - - - )
		フリガナ 氏 名	④
平成 年 月 日提出	納 税 地	〒 - - - - (In - - - )	
	納税管理人	住 所	〒 - - - - (In - - - )
	フリガナ 氏 名	④	

所得税法第137条の\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_項<sup>\*1</sup>の適用を受けていますが、平成\_\_\_\_\_年<sup>\*2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_\_\_\_項<sup>\*3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

## 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成\_\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_

## 2 国外転出、贈与又は相続開始の日

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始

## 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所

住所\_\_\_\_\_

## 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額

平成\_\_\_\_\_年<sup>\*2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_ 円5 平成\_\_\_\_\_年<sup>\*2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等

付表「適用資産等の明細」のとおり

## 6 その他参考となる事項

関与税理士	④	電話番号	
-------	---	------	--

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

### 1 使用目的

この届出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日まで納税を猶予されている方（贈与承継相続人を含む。）が、同法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>(\*)</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年12月31日の属する年の翌年3月15日までに提出する必要があります。

（注） 所得税法第137条の2第1項に規定する適用資産、同法第137条の3第1項に規定する適用贈与資産又は同条第2項に規定する適用相続等資産をいいます。

### 2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含む。）

#### (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第11項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第17項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

#### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	提出期限の 第6項	
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	属する年の 第7項	
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	前 年	第7項

#### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄

所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。

#### (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

#### (8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第60条の2第11項又は第60条の3第12項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

付表

(付表「適用資産等の明細書」提出 枚のうちの 枚目)

### 適用資産等の明細

納税者（代表者）の氏名

所得稅法第137条の\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_項<sup>※1</sup>に規定する適用資産等のうち、平成\_\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等の明細については、次のとおりです。

○

この付表は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」と併せて提出してください。

この欄には 郵便印で ください	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確認印			整理番号	(名簿番号)
	平成 年 月 日					

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署長  平成 年 月 日 提出	納 税 者 (代 表 者)	住 所 又は居所	〒 - - - - - (In - - - - )
		フリガナ 氏 名	⑧
	納 税 地	〒 - - - - - (In - - - - )	
			⑧
	納 税 管理人	住 所	〒 - - - - - (In - - - - )
		フリガナ 氏 名	⑧

所得税法第137条の 第 項<sup>\*1</sup>の適用を受けていますが、同条第 項<sup>\*2</sup>に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の 第 項<sup>\*3</sup>の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成 年分 税務署 平成 年 月 日 提出 氏名

2 国外転出、贈与又は相続開始の日

平成 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始

3 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等

- (1) 現在の納税猶予期限 平成 年 月 日
- (2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 円

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等

- (1) 確定する納税猶予期限 平成 年 月 日
- (2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 円

(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項

付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり

(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種 類	銘 柄 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
				・ ・		円	円

5 その他参考となる事項

関与税理士

㊞

電話番号

## 國外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る 納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

### 1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日まで納税を猶予されている方が、この間、同法第137条の2第5項の事由<sup>(注1)</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>(注2)</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第10項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表2も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

（注1） 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

（注2） 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までにその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受贈者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

### 2 記載要領等

#### （1）「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第11項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第17項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る\_\_\_\_\_付表」に記載し、この明細書を併せて提出してください。

#### （2）「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### （3）「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### （4）「適用条文（※1、※2及び※3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所轄税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第6項	第266条の3第10項
相続又は遺贈により所轄税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第10項

#### （5）「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### （6）「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑦においても同じです。

#### （7）「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

「（1）確定する納税猶予期限」欄は、上記1の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、平成28年7月1日に適用資産等を譲渡した場合は、平成28年11月1日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「（2）確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し記してください。

「（4）一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

付表 1

**納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書**

納税者（代表者）の氏名

所得税法第137条の\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条\_\_\_\_\_項<sup>※2</sup>の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。

※ 上記事由の生じた日によりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

**1 紳税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日**

平成 年 月 日

**2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額**

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(注1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	明細書3(2)~円

（注1） 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

**3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額**

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(注2)</sup>	④	円
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(注3)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） (④の金額<⑤の金額 の場合には、0と書いてください。)	⑥	円

（注2） 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

（注3） この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算明細書」を利用して計算してください。

**4 紳税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額**

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） (③の金額<⑥の金額 の場合には、0と書いてください。) (100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)	⑦	明細書4(2)~円
---	---	-----------

（資料 6-104-2-A 4統一） B27.05

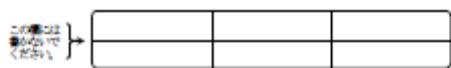
○この付表1は、  
「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

付表2

(付表2提出 枚のうちの 枚目)

納税猶予期限の一部確定事由が  
発生した適用資産等の明細

○この付表2は、国外転出する場合の課税所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書と併せて提出してください。



国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る\_\_\_\_\_付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 納税地 (住所)	( <u>                </u> )			
	(2) 氏名	フリガナ ⑥	フリガナ ⑥	フリガナ ⑥	フリガナ ⑥
	(3) 法施行地外の住所又は居所				
	※ 整理欄(記載不要)				
	(4) 納税管理人の住所	( <u>                </u> )			
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ ⑥	フリガナ ⑥	フリガナ ⑥	フリガナ ⑥
	これより下の欄はこの付表が「所得税の納税管理人の届出書」の付表となる場合のみ記載してください。				
	(6) 上記(1)の区分	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等	住所・居所・事業所等
	(7) 上記(1)以外の住所地・事業所等	( <u>                </u> )			
	(8) 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生	大正・昭和・平成 年 月 日生	大正・昭和・平成 年 月 日生	大正・昭和・平成 年 月 日生
	(9) 職業				
	(10) 屋号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(11) 出国(予定)年月日	平成 年 月 日			
	(12) 帰国予定年月日	平成 年 月 日			
	(13) 国内で生じる所得内容	事業・不動産・給与・譲渡 ( <u>                </u> )			
(14) その他の					
※ 整理欄(記載不要)					

○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る\_\_\_\_\_付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

#### 1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》、第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける方又はその納税管理人の方が、これらの規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- ・ 国税通則法第117条第2項の規定による「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第10項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-1により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

#### 2 記載要領等

##### (1) 横線部分の空欄（下線部分）

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
所得税（・消費税）の納税管理人の届出書	所得税の納税管理人の届出書 <sup>※</sup>
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	納税猶予の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	納税猶予の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	納税猶予期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

※ 必要に応じて、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」と記載してください。

##### (2) 「(1) 納税地（住所）」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

なお、「(4) 納税管理人の住所」欄及び「(5) 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

##### (3) 「(6) 上記(1)の区分」欄から「(14) その他」欄まで

「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税（・消費税）の納税管理人の届出書」の「1 紳税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税（・消費税）の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

この欄には 記入しないで ください。	→			整理番号	(名簿番号)
--------------------------	---	--	--	------	--------

**国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に  
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書**

税務署長	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 - - - - - (In - - - - )
		フリガナ 氏 名	㊞
平成____年____月____日提出	納税管理人	納 税 地	〒 - - - - - (In - - - - )
		住 所	〒 - - - - - (In - - - - )
		フリガナ 氏 名	㊞

所得税法第137条の\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_項<sup>④</sup>の適用を受けているが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_

2 国外転出、贈与又は相続開始の日

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始

3 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等

(1) 現在の納税猶予期限 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額 \_\_\_\_\_円

4 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

5 その他参考となる事項

関与税理士	㊞	電話番号	
-------	---	------	--

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に 係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

### 1 使用目的

この申出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日（以下「納税猶予期限」といいます。）まで納税を猶予されている方が、納税猶予期限前に猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第60条の2第10項及び第153条の2第3項の規定（納税猶予期限満了時に価格下落している場合の更正の請求）を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

### 2 記載要領等

#### (1) 「納税者（代表者）」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る\_\_\_\_\_付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

#### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項

#### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

#### (7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

平成 年 月 日

(非居住者である受贈者)

住所等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

(猶予適用贈与者)

住所等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

「所得税法第137条の3の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書

(猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用)

標題のことについて、下記のとおり通知します。

記

私(猶予適用贈与者)は、平成\_\_\_\_年分<sup>\*1</sup>の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、所得税法第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定による納税の猶予を受けています。

また、この納税の猶予に係る期限は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日<sup>\*2</sup>です。

なお、納税の猶予に係る期限までに、非居住者である受贈者に贈与した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転(以下「譲渡等」といいます。)があった場合は、所得税法第60条の3第9項の規定により、その非居住者である受贈者は2か月以内に猶予適用贈与者に一定の事項を通知しなければならないことになっています。

このため、上記期限までに、平成\_\_\_\_年中<sup>\*1</sup>にあなたに贈与した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等があった場合は、「有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書」を作成していただき、2か月以内に私宛に通知願います。

**「所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予」を受けている旨の通知書  
(猶予適用贈与者から非居住者である受贈者への通知用)**

**1 使用目的**

この通知書は、猶予適用贈与者が所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予を受けた場合に、納税の猶予を受けている旨及びその納税の猶予に係る期限を、非居住者である受贈者（その相続人を含みます。以下同じです。）に通知するときに使用するものです。

**2 用語の意味等**

この通知書における用語の意味等は次のとおりです。

用語	意味等
所得税法第 60 条の 3	贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例
所得税法第 137 条の 3	贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予
猶予適用贈与者	所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた者で、同法第 137 条の 3 第 1 項の規定による納税の猶予を受けている者（その相続人を含みます。）
有価証券等	有価証券又は匿名組合契約の出資の持分
未決済信用取引等	決済していない信用取引又は発行日取引
未決済デリバティブ取引	決済していないデリバティブ取引
限定相続等	贈与、相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）
有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書	納税の猶予に係る期限までに、その非居住者である受贈者が猶予適用贈与者から贈与を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等があった場合に、2か月以内に猶予適用贈与者に譲渡等があつた旨などを通知する場合に使用する様式です。 なお、様式については国税庁ホームページに掲載しています。

**3 記載要領等**

**(1) ※ 1 欄**

猶予適用贈与者が、所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予を受けた年分を記載します。

具体的には、猶予適用贈与者が、非居住者である受贈者に有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与した日の属する年分になります。

**(2) ※ 2 欄**

猶予適用贈与者の所得税法第 137 条の 3 の規定による納税の猶予に係る期限を記載します。

具体的には、原則、猶予適用贈与者が、非居住者である受贈者に有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与した日から 5 年を経過する日になります。

平成 年 月 日

(猶予適用贈与者)

住所等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

(非居住者である受贈者)

住所等 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

**有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ  
取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書**  
(非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用)

標題のことについては、所得税法第60条の3第9項の規定により下記のとおり通知します。

記

私（非居住者である受贈者）は、あなた（猶予適用贈与者）から贈与を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について、次のとおり譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をしました。

【譲渡等をした有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約】

贈与を受けた日	種類	銘柄等	数量	譲渡等の区分	譲渡等の日	価額等
・・				譲・決・限	・・	円
・・				譲・決・限	・・	円
・・				譲・決・限	・・	円
・・				譲・決・限	・・	円
・・				譲・決・限	・・	円

**有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書  
(非居住者である受贈者から猶予適用贈与者への通知用)**

#### 1 使用目的

この通知書は、所得税法第60条の3第9項の規定により、猶予適用贈与者から有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約（以下「適用贈与資産」といいます。）の贈与を受けた非居住者である受贈者（その相続人を含みます。以下同じです。）が、その贈与の日から猶予適用贈与者の納税の猶予に係る期限（猶予適用贈与者から通知されます。）までの間に、その適用贈与資産の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転（以下「譲渡等」といいます。）をした場合に、①適用贈与資産の譲渡等をした旨及び②譲渡等をした適用贈与資産の種類、銘柄、数量等を、猶予適用贈与者に通知するときには使用するものです。この通知は、譲渡等の日から2か月以内に行う必要があります。

また、所得税法第60条の3第10項の規定により通知する場合にも使用します。

#### 2 用語の意味

この通知書における用語の意味は次のとおりです。

用語	意味
所得税法第60条の3	贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例
猶予適用贈与者	所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた者で、同法第137条の3第1項の規定による納税の猶予を受けている者（その相続人を含みます。）
有価証券等	有価証券又は匿名組合契約の出資の持分
未決済信用取引等	決済していない信用取引又は発行日取引
未決済デリバティブ取引	決済していないデリバティブ取引
限定相続等	贈与、相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）

#### 3 【譲渡等をした有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約】の記載要領

- (1) 「贈与を受けた日」欄… 非居住者である受贈者が猶予適用贈与者から適用贈与資産の贈与を受けた日を記載します。
- (2) 「種類」、「銘柄等」及び「数量」欄… 譲渡等をした適用贈与資産の種類、銘柄等及び数量を記載します。
- (3) 「譲渡等の区分」欄… 譲渡の場合は「譲」、決済の場合は「決」、限定相続等の場合は「限」を○で囲みます。
- (4) 「譲渡等の日」欄… 非居住者である受贈者が適用贈与資産の譲渡等をした日を記載します。
- (5) 「価額等」欄
  - イ 譲渡の場合… 有価証券等の譲渡に係る譲渡価額を記載します。
  - ロ 決済の場合… 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引の決済によって生じた利益の額又は損失の額を記載します。
- ハ 限定相続等の場合… 限定相続等の時における有価証券等の価額又は限定相続等の時に未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして計算した利益の額若しくは損失の額を記載します。

## 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受取者、相 続人(受取 者)の氏名	入力	確認
	※	※

租税特別措置法施行令 第40条の8 第35項 の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する第40条の8の2 第42項  
明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続) 承継会社の名称 (変更前)	本店の 所在地 (変更前)	直前の事業年度		
		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度
この届出書を提出する日の直前の経常(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注1)		円	円	円
経常(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経常(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・	・	・
	事由			

\*基準日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円		
② 直前の事業年度末における準備金の額	円		
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円		
④ 直前の事業年度における総収入金額	円		
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2)	帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円 j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円 k
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円 l
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	円 m
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化財である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円 n
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円 o
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円 p
⑥ 剰余金の配当等の額 (基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注3)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額(a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円		
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額(j+k+l+m+n+o+p)	円		
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑦/(③+④))	%	⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)	%
基準日における常時使用従業員数(注4)	人		

(第12回-14-A 4統一)

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

## (裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、  
 イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。  
 ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。  
 ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、  
 イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人」をいいます。  
 ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、  
 イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。  
 ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。<sup>(iii)</sup> 以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注4) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

		様式	78																																																																																				
<div style="margin-bottom: 10px;"> <p><b>認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書</b> (免除届出用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">受贈者、相 続人(受遺 者)の氏名</td> <td style="width: 10%;">入力欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※</td> </tr> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 第40条の8の2第43項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">認定(贈与・相続) 承継会社の名称 (変更前)</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">本店の 所在地 (変更前)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">① 直前の事業年度 円</td> <td style="width: 15%;">② 2期前の事業年度 円</td> <td style="width: 15%;">③ 3期前の事業年度 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総 収入金額(注1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の 日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の 会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散 の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日</td> <td>事実発生日</td> <td colspan="3">・ 事由</td> </tr> </table> <p>*死亡等の日の日が特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日の翌日以後である場合 には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>② 直前の事業年度末における準備金の額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿 額の総額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>④ 直前の事業年度における総収入額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2)</td> <td>帳簿価額</td> <td>運用収入</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">有価証券</td> <td>a 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に 該当する特別子会社の株式又は持分</td> <td>円 j</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>b 特別子会社の株式又は持分以外のもの (上記株式又は持分を除く。)</td> <td>円 k</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">不動産</td> <td>c 現に自ら使用しているもの以外</td> <td>円 l</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ゴルフ場その他の施設の利用 に関する権利 絵画、彫刻、工芸品その他の 有形の文化的財産である動 産、貴金属及び宝石</td> <td>d 事業の用に供することを目的として有する もの以外</td> <td>円 m</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>e 事業の用に供することを目的として有する もの以外</td> <td>円 n</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>f 現金及び預貯金その他これらに類する資産</td> <td>円 o</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">現金、預貯金等</td> <td>g 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関 係がある者に対する貸付金及び未収金その 他これらに類する資産</td> <td>円 p</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>h 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関 係がある者が会社から受けた剰余金の配当 又は利益の配当の額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>i 会社から支給された給与の額のうち、法人 税法第34条又は第36条の規定により損金の 額に算入されない金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資 産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑦/(③+⑨))</td> <td>%</td> <td>⑩ 特定資産の運用収入の合 計額が総収入金額に占める 割合(⑧/④)</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準日における常時使用従業員数(注4)</td> <td>人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(質12(2)-17-A.4統一)</p>				受贈者、相 続人(受遺 者)の氏名	入力欄		※	認定(贈与・相続) 承継会社の名称 (変更前)		本店の 所在地 (変更前)				① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円	死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総 収入金額(注1)						死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の 日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の 会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散 の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	・ 事由			① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円		② 直前の事業年度末における準備金の額	円		③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿 額の総額	円		④ 直前の事業年度における総収入額	円		⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2)	帳簿価額	運用収入	有価証券	a 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に 該当する特別子会社の株式又は持分	円 j	円	b 特別子会社の株式又は持分以外のもの (上記株式又は持分を除く。)	円 k	円	不動産	c 現に自ら使用しているもの以外	円 l	円	ゴルフ場その他の施設の利用 に関する権利 絵画、彫刻、工芸品その他の 有形の文化的財産である動 産、貴金属及び宝石	d 事業の用に供することを目的として有する もの以外	円 m	円	e 事業の用に供することを目的として有する もの以外	円 n	円	f 現金及び預貯金その他これらに類する資産	円 o	円	現金、預貯金等	g 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関 係がある者に対する貸付金及び未収金その 他これらに類する資産	円 p	円	h 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関 係がある者が会社から受けた剰余金の配当 又は利益の配当の額	円		i 会社から支給された給与の額のうち、法人 税法第34条又は第36条の規定により損金の 額に算入されない金額	円		⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円		⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円		⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資 産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑦/(③+⑨))	%	⑩ 特定資産の運用収入の合 計額が総収入金額に占める 割合(⑧/④)	%	基準日における常時使用従業員数(注4)		人
受贈者、相 続人(受遺 者)の氏名	入力欄																																																																																						
	※																																																																																						
認定(贈与・相続) 承継会社の名称 (変更前)		本店の 所在地 (変更前)																																																																																					
			① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円																																																																																		
死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総 収入金額(注1)																																																																																							
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の 日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の 会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散 の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	・ 事由																																																																																				
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円																																																																																						
② 直前の事業年度末における準備金の額	円																																																																																						
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿 額の総額	円																																																																																						
④ 直前の事業年度における総収入額	円																																																																																						
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2)	帳簿価額	運用収入																																																																																					
有価証券	a 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に 該当する特別子会社の株式又は持分	円 j	円																																																																																				
	b 特別子会社の株式又は持分以外のもの (上記株式又は持分を除く。)	円 k	円																																																																																				
不動産	c 現に自ら使用しているもの以外	円 l	円																																																																																				
ゴルフ場その他の施設の利用 に関する権利 絵画、彫刻、工芸品その他の 有形の文化的財産である動 産、貴金属及び宝石	d 事業の用に供することを目的として有する もの以外	円 m	円																																																																																				
	e 事業の用に供することを目的として有する もの以外	円 n	円																																																																																				
	f 現金及び預貯金その他これらに類する資産	円 o	円																																																																																				
現金、預貯金等	g 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関 係がある者に対する貸付金及び未収金その 他これらに類する資産	円 p	円																																																																																				
	h 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関 係がある者が会社から受けた剰余金の配当 又は利益の配当の額	円																																																																																					
	i 会社から支給された給与の額のうち、法人 税法第34条又は第36条の規定により損金の 額に算入されない金額	円																																																																																					
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円																																																																																						
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円																																																																																						
⑨ 特定資産の帳簿価額の合計額が資 産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑦/(③+⑨))	%	⑩ 特定資産の運用収入の合 計額が総収入金額に占める 割合(⑧/④)	%																																																																																				
基準日における常時使用従業員数(注4)		人																																																																																					

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

## (裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けてい る方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けてい る方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けてい る方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 12 項第 2 号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けてい る方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けてい る方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
  - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けてい る方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けてい る方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 10 項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けてい る方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けてい る方は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 5 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 36 項の経営承継受贈者又は経営承継相続者に係る贈与者が死亡した日若しくは租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注 1) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。（※）以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合は、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前 3 期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。  
※ 平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2 又は第 70 条の 7 の 4 の一定の規定の適用を受けてい る方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注 2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注 3) 会社から支給された贈与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の 7 の 2 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注 4) 「基準日における常時使用従業員数」欄は、平成 26 年 12 月 31 日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けてい る方（所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 86 条第 14 項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2 又は第 70 条の 7 の 4 の一定の規定の適用を受けてい る方を除きます。）のみ記載してください。

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税  
相続税 額の明細書  
( 免 除 届 出 用 )

受贈者、相 続人(受遺 者)の氏名	入 力	確認
	※	※

租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日  
第40条の8の2第43項 の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税  
額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額	※欄には記載 しないでく ださい。
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更			株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更			株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更			株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更			株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更			株(口)円	円

(資12②-18-A 4統一)

## (裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納稅猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納稅猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納稅猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
  - イ 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同法第70条の7の2第4項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ハ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ホ 「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
  - ヘ 「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
  - イ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - ハ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - ヘ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第36項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の提出期限」となります。

通信日付印の年月日	機関印	番号
年 月 日		
	入 力	確 認
※	※	

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税  
相続税 の免除申請書

税務署  
受付印

税務署長

平成 年 月 日

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 - - - )

第70条の7第17項  
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税 相続税 について、  
第70条の7の4第12項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定(贈与・相続)承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※該当する事由にレ点を付してください。

① 租税特別措置法(第70条の7第17項第1号・第70条の7の2第17項第1号)に該当

(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法(第70条の7第17項第2号・第70条の7の2第17項第2号)に該当

(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成 年 月 日  
(解散をした日) 平成 年 月 日

③ 租税特別措置法(第70条の7第17項第3号・第70条の7の2第17項第3号)に該当

(吸收合併存続会社等(注1)の名称) \_\_\_\_\_  
(吸收合併存続会社等の所在地) \_\_\_\_\_

④ 租税特別措置法(第70条の7第17項第4号・第70条の7の2第17項第4号)に該当

(株式交換完全親会社等(注2)の名称) \_\_\_\_\_  
(株式交換完全親会社等の所在地) \_\_\_\_\_

2 1の事情が生じた年月日

平成 年 月 日

3 1の事情の詳細

※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄~⑥欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額(注3) ······ ① 円

② 特例(受贈・相続)非上場株式等の譲渡等の対価の額(注4) ······ ② 円

③ 特例(受贈・相続)非上場株式等の時価に相当する金額(注5) ······ ③ 円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ······ ④ 円

⑤ 利益の配当等の額(イ十ロの金額)(注6) ······ ⑤ 円

イ 経営承継者(注7)及び経営承継者と生計を一にする者が

会社から受けた利益の配当又は利息の配当の額 ······ (イ 円)

ロ 会社から支給された給与(注8)の額のうち、法人税法第

34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 ······ (ロ 円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(①-(④+⑤)) ······ ⑥ 円

※この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

贈与税理士	電話番号
-------	------

(質122) - 25 - A.4統一)

※印欄は記入しないでください。

(表)  
《添付書類等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に添付書類を添付して提出する必要があります。

- 1 税特別措置法（第70条の7第17項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合とは、  
 ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合  
   （注）上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第39項及び租税特別措置法施行規則第23条の9第32項に定める者をいいです。
  - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいです。  
   （注）上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいです。
- 【①に該当する場合の添付書類】
- 1 譲渡等があつたことを明らかにする書類
  - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
  - 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る離決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
  - 4 その他参考となる書類
- 【②に該当する場合の添付書類】
- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
    - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があつたことを証する書類
    - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があつたことを証する書類
    - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
  - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
  - 3 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7第17項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合をいいです。
- 【添付書類】
- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたことを証する書類
  - 2 その他参考となる書類
- 3 租税特別措置法（第70条の7第17項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいです。
- 【添付書類】
- 1 合併があつたことを明らかにする書類
  - 2 その他参考となる書類
- 4 租税特別措置法（第70条の7第17項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいです。
- 【添付書類】
- 1 株式交換等があつたことを明らかにする書類
  - 2 その他参考となる書類
- （注1） 「吸收合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸收合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- （注2） 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- （注3） 認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいです。
- （注4） 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸收合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいです。
- （注5） 「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項に定める金額をいいです。
- （注6） 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があつた日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいです。
- （注7） 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいです。
- （注8） 「贈与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

		通帳日付印の年月日	確認印	番号												
		年 月 日														
<b>非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書</b>		<b>入力</b> <input type="checkbox"/> ※	<b>確認</b> <input type="checkbox"/> ※	捺印欄は記入しないでください。												
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px; display: inline-block;">税務署 交付印</span>	税務署長  <hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/>	平成____年____月____日  <del>T</del> 住所_____  氏名_____印 <small>(電話番号 - - - )</small>														
<p style="text-align: center; margin: 0;">第70条の7第1項 租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税相続税について、 第70条の7の4第1項</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">第22項 次のとおり同条 第22項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。 第13項</p>																
<p><b>1 この申請に係る事由の別</b></p> <p>認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____ 所在地 _____</p> <p>(※ 認定(贈与・相続)承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと</td> </tr> </table>					<input type="checkbox"/> ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	<input type="checkbox"/> ② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと	<input type="checkbox"/> ③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと									
<input type="checkbox"/> ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと																
<input type="checkbox"/> ② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと																
<input type="checkbox"/> ③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと																
<p><b>2 1の事情が生じた年月日</b> 平成____年____月____日</p>																
<p><b>3 1の事情の詳細</b> (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)</p>																
<p><b>4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>① 猶予中贈与税・相続税額 (注1)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注3)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>イ 経営承継者 (注4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・相続)承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ロ 認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))</td> <td>円</td> </tr> </table>					① 猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円	② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円	③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注3)	円	イ 経営承継者 (注4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・相続)承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円	ロ 認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円	④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円
① 猶予中贈与税・相続税額 (注1)	円															
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (注2)	円															
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (注3)	円															
イ 経営承継者 (注4) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定(贈与・相続)承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円															
ロ 認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与 (注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円															
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円															
<p>(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例(受贈・相続)非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)  <b>特例(受贈・相続)非上場株式等の認可決定日における価額の計算</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>a 認可決定日の直前において認定(贈与・相続)承継会社の発行済株式又は出資(権利があるものに限ります。)の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定(贈与・相続)承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>b 認可決定日の直前において有していた認定(贈与・相続)承継会社の特例(受贈・相続)非上場株式等の数又は金額</td> <td>株(口・円)</td> </tr> <tr> <td>c 認可決定日における価額 (a × b) (注2)</td> <td>円</td> </tr> </table>					a 認可決定日の直前において認定(贈与・相続)承継会社の発行済株式又は出資(権利があるものに限ります。)の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定(贈与・相続)承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円	b 認可決定日の直前において有していた認定(贈与・相続)承継会社の特例(受贈・相続)非上場株式等の数又は金額	株(口・円)	c 認可決定日における価額 (a × b) (注2)	円						
a 認可決定日の直前において認定(贈与・相続)承継会社の発行済株式又は出資(権利があるものに限ります。)の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定(贈与・相続)承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円															
b 認可決定日の直前において有していた認定(贈与・相続)承継会社の特例(受贈・相続)非上場株式等の数又は金額	株(口・円)															
c 認可決定日における価額 (a × b) (注2)	円															
<p>※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。</p>																
関与税理士	電話番号	(資料12②-32-A.4統一)														

(裏)

## 《添付書類等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があつたことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

## 【添付書類】

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
    - (1) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
      - イ 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
      - ロ 再生計画の認可の決定があつた場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨
    - (3) 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
    - (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があつたことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があつたことを証する書類
    - (5) 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第46項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
  - 2 租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
    - (1) 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - (2) 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
    - (3) 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
    - (4) 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第128条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
    - (5) 法人税法規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
- (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第35項の規定により算出した金額を、特例の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の特例（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
- (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。  
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
- (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第24項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

NNNNNN-NNNNNN  
 NNNNNNN (18文字) NNNNNNN  
 NNNNNNN (18文字) NNNNNNN  
 住 所 NNNNNNN (18文字) NNNNNNN  
 NNNNNNN (18文字) NNNNNNN  
 NNNNNNN (18文字) NNNNNNN  
 \_\_\_\_\_  
 氏 名 NNNNNNN (15文字) NNN 様

\_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

NNZ9年Z9月Z9日

NNNNN 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

## 非上場株式等についての NNN 額の再計算免除申請に対する NNN 通知書（通知用）

NNZ9年Z9月Z9日付で提出があった租税特別措置法 NNN (12文字) NNN の規定に基づく  
 申請をNNNNします。

	NNNNNN (15) NNNNN	NNNNNN (15) NNNNN			
1 認定（贈与・相続）承継会社の名称	.....	.....			
2 猶予中のNNNの額	.....	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円			
3 申請があつた再計算猶予中NNN額	.....	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円			
4 申請があつた剰余金の配当等の額	.....	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円			
5 申請があつた再計算免除NNN額	.....	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円			
6 却下した再計算免除NNNの額	.....	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円			
7 免除したNNNの額	.....	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円			
8 NNNNした理由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">NNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">NNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">NNNNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN</td></tr> </table>		NNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN					
NNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN					
NNNNNNNNNNNNNNNNNN (40文字) NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN					
9 猶予期限が確定したNNNの額（猶予確定税額）	.....	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円			
ほか利子税の額	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円				
10 確定したNNNの猶予期限	.....	NNZ9年Z9月Z9日			
11 猶予期限が確定した理由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table>				
12 引き続き納税の猶予がされるNNNの額	.....	ZZZ, ZZZ, ZZZ, ZZ9円			

上記9の猶予確定税額及び利子税の額は、上記10の猶予期限までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記10の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記9の猶予確定税額に、上記10の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。

郵便番号	□	□	□	□
申請者	氏名	□	□	□

## 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表(共同提出の代表者以外の者用)

寄附者名	平成 年 月 日			
国 稅 庁 長 官				
申 請 者 住 所 _____				
姓 名 _____ 生年月日(明・大・昭・平 年 月 日)				
職 業 _____ 電 話 番 号 _____ - _____ - _____				
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。				
寄 附 年 月 日	平 附 年 月 日	寄 附 の 態 標	<input type="checkbox"/> 贈 与	<input type="checkbox"/> 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人 名 称	所 在 地 電 話 番 号	平 _____ (電 話 番 号 _____ - _____ - _____)		
		姓 名	代 表 者 姓 名	
財産の寄附を受けた法人の事業 目的その他租税特別措置法施行 規則第18条の19に定める事項及 び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて 記載及び添付しています。		

作成者  
印  
提出者  
印  
提出者  
印

## 寄附財産の明細

種 類	細目(地目・構造等)	所 在 地	數 量	共 有 持 分

## 申請の代表者に関する事項

住 所	姓 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

(資 13-1-2-A 4 統一) (27.6)

## 〔第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

## 《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 同一の法人に対し寄附した者が2人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、この場合には、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類は代表者が提出しますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第1表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

(注) 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

## 《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

(注) 1 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

2 「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。

3 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地、建物及び株式等以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机やいすなどの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

4 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

5 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。

## 3—付2 寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合の明細書

(平成 年 月 日現在)

第3表  
付2

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合  
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

## (2) 譲渡財産の明細等

寄附財 産番号	契約年月日 引渡し年月日	譲受者		寄附者と譲受 者との関係	譲渡金額 千円	譲渡代金の預入銀行等		
		住 所	氏 名			銀行等名	口座名義	口座番号
・	・				/			
・	・				/			
・	・				/			
・	・				/			
・	・				/			
・	・				/			
・	・				/			
合 计					◎ 千円			

## (3) 代替取得資産の明細等

契約年月日 登記年月日	種 類	組 日	所 在 地	数 量	価 額 千円	取得の 相手方	住 所	寄附者と取 得の相手方 との関係	使 用 開 始 日	使 用 目 的
							氏 名			
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
合 计					◎ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「◎」欄の金額が上記(2)の「◎」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

(資 13-1-6-A 4 統一) (27. 6)

## 〔第3表 — 付2の記載要領等〕

## 《記載要領》

「(2) 謾渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、謹渡した寄附財産に係る第3表の「寄附財産の明細及び使用目的」の「番号」欄の番号を記載してください。

## 《添付書類》

- 1 謹渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 寄附財産を謹渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 寄附財産の謹渡に係る理事会及び評議員会の議事録の写し
- 4 寄附財産の謹渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領収書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 謹渡及び取得に係る収支明細表
- 8 寄附財産の謹渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

## 9 給与の支給状況

(平成 年 月 日現在)

氏名及び年齢	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)
職務内容(職名)						
担当科目又は担当学級						
最終学歴						
その卒業年月	明・大・昭・平 年 月					
就職年月	大・昭・平 年 月					
職務に関する資格 (資格取得年月日)	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年
職務についての 経験年数						
勤務形態	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
非常勤の場合の1月 当たりの勤務時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間
給与月額又は1時間 当たりの給与額	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円
前年度の給与 の支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
寄附者、役員等 との親族關係等						
氏名及び年齢	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)	(歳)
職務内容(職名)						
担当科目又は担当学級						
最終学歴						
その卒業年月	明・大・昭・平 年 月					
就職年月	大・昭・平 年 月					
職務に関する資格 (資格取得年月日)	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年	( . . . ) ( . . . ) 年 年
職務についての 経験年数						
勤務形態	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
非常勤の場合の1月 当たりの勤務時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間
給与月額又は1時間 当たりの給与額	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円
前年度の給与 の支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
寄附者、役員等 との親族關係等						

(資 13-1-13-A 4 統一) (27.6)

## 〔第10表の記載要領等〕

## 《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により現に法人から給与を受けている者について記載してください。  
なお、設置運営する施設がまだ業務開始されていないため職員の全部を採用していない場合には、その施設の職員については、採用後速やかにこの表に記載して提出してください。
  - 2 「就職年月」欄は、法人が設立される前から同法人の設置する施設に勤務している職員については、当初の就職年月を記載してください。
  - 3 「寄附者、役員等との親族関係等」欄は、寄附者又は役員等からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「○○の長男」、「△△が社長の孫××の社員」のように具体的に記載してください。  
また、寄附者又は役員等からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。
    - (1) 寄附者又は役員等の親族
    - (2) 寄附者又は役員等とまだ婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者
    - (3) 寄附者又は役員等の使用人
    - (4) 寄附者又は役員等の使用人以外の者で寄附者又は役員等から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
    - (5) 上記(1)から(4)に掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者
    - (6) 次に掲げる法人の役員又は使用人
      - イ 寄附者又は役員等が役員となっている他の法人
      - ロ 寄附者又は役員等及び上記(1)から(5)までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人
- (注) 記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

就業規則、給与規定（俸給表を含む）、その他役員・使用人の勤務条件に関する規則等の写し

## 租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書



国 税 庁 長 官

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

届出者 〒  
所在地 \_\_\_\_\_  
姓 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
(連絡先)  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により  
譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

(平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日現在)

(1) 財産等が使用開始されていない場合  
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

(2) 財産等の明細等

番号	契約年月日	譲 受 者		寄附者と譲受 者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等		
		引渡年月日	住 所	氏 名		銀行等名	口座名義	口座番号
	・	・			千円	/		
	・	・				/		
	・	・				/		
	・	・				/		
	・	・				/		
	・	・				/		
	・	・				/		
	・	・				/		
	合	計			⑥ 千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種 類	細 日	所 在 地	数 量	価 額	取 得 の 相 手 方	住 所 氏 名	寄附者と取 得の相手方 との関係	使 用 開 始 日	使 用 目 的
・					千円				・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
・									・	
合	計				⑥ 千円					

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑥」欄の金額が上記(2)の「⑥」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

※ 附則第2条第3項 (この項の規定は別紙である旨が記載するもの)			
契 約 日 期	・	・	1. 有 2. 信 3. 信 4. 不
登 記 日 期	・	・	1. 有 2. 信 3. 信 4. 不
取 得 日 期	・	・	1. 有 2. 信 3. 信 4. 不

(資 13-29-A 4統一) (27.6)

## 〔記載要領等〕

## 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

## 《記載要領》

この届出書には、譲渡する財産若しくは代替資産又は買換資産の明細、及びその譲渡代金で取得する代替資産の明細を記載してください。

## 《添付書類》

- 1 謾渡した財産等の当初の利用計画等について確認できる書類
- 2 財産等を譲渡することになったやむを得ない理由書等
- 3 財産等の譲渡に係る理事会及び評議員会の議事録の写し
- 4 財産等の譲渡に係る売買契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し
- 5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書及び領收書の写し
- 6 寄附を受けた法人に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書等
- 7 譲渡及び取得に係る收支明細表
- 8 寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 9 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

 <b>国 稅 府 長 官</b> 届出者 〒 所 在 地 _____ フ リ ゴ ナ 名 称 _____ 代 表 者 氏 名 _____ (印) (連絡先) 氏 名 _____ 電 話 番 号 _____ - _____ - _____	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日						
<p>租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等(譲受法人)に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。</p>							
<b>1 寄附者に関する事項</b>							
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日				
譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者 フリガナ 氏名	住 所 〒	(寄附時の住所 (電話番号 _____ - _____ ))					
	電 話 番 号	(電話番号 _____ - _____ )					
<b>承認を受けた財産の明細</b>							
種類	細目	所 在 地	数 量	種類	細目	所 在 地	数 量
<b>2 届出者(譲渡法人)に関する事項</b>							
幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日				平成 年 月 日			
譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日				平成 年 月 日			
<b>3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細</b>							
種類	細目	所 在 地	数 量	使用開始予定期限年月日	使用目的		
				・			
				・			
				・			
				・			
<b>4 譲受法人に関する事項</b>							
主たる事務所の所在地		フ リ ゴ ナ 名 称	代表者氏名	電 話 番 号			
				- - -			
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日				平成 年 月 日			
<b>5 その他参考事項</b> (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)							
				使用開始予定期限年月日	平成 年 月 日		
※の項目は記入する必要がありません。							
(表 13-41-A 4 統一)							

添付書類整理欄						
贈与書	口頭証明書	嘱託書	代理人印	被相続人印	自局	他局

## [記載要領等]

## 《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等(譲渡法人)の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
- 2 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、届出者(譲渡法人)に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「2 届出者(譲渡法人)に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
  - イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
  - ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「3 謙受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。  
(注) 「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限ります。))又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園)をいいます。
- 6 「4 謙受法人に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
  - イ 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
  - ロ 幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - ホ 届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
- 7 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や謙受法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「謙受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

## 《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 届出者である譲渡法人及び謙受法人の登記事項証明書
- 2 謙受法人が措置法第40条第10項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 3 謙受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
- 4 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
- 5 幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
- 6 謙受法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が  
公益認定を取り消された場合の届出書

	<b>國 稅 府 長 官</b> 届出者 平 所在地 _____ フリガナ 名 称 _____ 代表者氏名 _____ (印) (連絡先) 氏 名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____																																					
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日																																						
公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による届出をします。																																						
<b>認定取消しの処分前の名称等</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</td> <td style="width: 20%;">フリガナ 名 称</td> <td style="width: 20%;">代表者氏名</td> <td style="width: 30%;">電話番号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>				主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号																															
主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号																																			
取消しの処分を受けた年月日  平成 年 月 日		取消しの処分を受けた事由（二以上の事由があるときはその全ての事由）																																				
定款変更の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 平成 年 月 日		定款変更の概要  昭和・平成 年 月 日																																				
当初寄附年月日  特定贈与等を受けた財産の寄附者		昭和・平成 年 月 日 (寄附時の住所) 住 所 _____ 電 話 番 号 _____ (電話番号) _____ フリガナ 氏 名 _____																																				
<b>特定贈与等を受けた財産の明細</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">組目</th> <th style="width: 40%;">所 在 地</th> <th style="width: 15%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">使 用 実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				種類	組目	所 在 地	数 量	使 用 実 績																														
種類	組目	所 在 地	数 量	使 用 実 績																																		
<b>その他参考事項</b> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>																																						

特殊種類選択欄（この欄の内容は割り切らぬ必要はありません。）									
□	■	□	■	□	■	□	■	□	■
1. 有等	2. 有等（定期）	3. 有等（定期）	4. 不明	1. 有等	2. 有等（定期）	3. 有等（定期）	4. 不明	1. 有等	2. 有等（定期）
(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)

(表 13-36-A 4 統一) (27. 6)

## 〔記載要領等〕

## 《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」といいます。)第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処を受けたときに使用します。

## 《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した公益法人等が公益認定法第5条の公益認定の取消しの処分(以下「取消処分」といいます。)を受けた場合に、当該取消処分を受けた後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。  
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載してください。  
なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄に取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等をした時の住所等について記載してください。  
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。  
なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考」欄には、取消処分を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。  
(注)財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 届出者である法人の取消処分後の登記事項証明書等
- 2 取消処分を受けたことを証する書類
- 3 定款の写し(定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類)